

平成21年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年10月2日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 6号 平成20年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第 2 議案第 7号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 8号 平成20年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 9号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第10号 平成20年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第11号 平成20年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第12号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第5号の1）
- 日程第 8 請願第 3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願書
- 追加日程第1 発議第1号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第 9 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第2 発議第2号 議会運営陰会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番 松崎啓二君

2番 白鳥時忠君

3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	岩瀬由紀夫君
保健福祉課長	瀧口和廣君	会計室長	渡辺晴久君

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主任主事	市東秀一君
------	-------	------	-------

開議の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめ配付した日程のとおりです。

本日の出席者は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島 勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第6号 平成20年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、決算書の11ページをお願いいたします。

事業報告書の概要を説明いたします。

業務状況につきましては、給水戸数3,629戸、前年度より54戸増えました。年間総給水量は97万495立方メートル、前年度に比べ2万5,224立方メートルも減となりました。有収水量は88万5,025立方メートル、前年度に比べ2万2,402立方メートルの減となり、有収率は91.19%でございました。

建設状況につきましては、新規加入者用に量水器を購入いたしました。

次に、経理状況ですが、決算書の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出ですが、水道事業収益決算額は2億6,060万472円となりました。

営業収益2億3,049万855円の主なものは、99.9%が給水収益を占め、営業外収益3,010万9,617円のうち2,975万円が町一般会計及び県からの補助金等でございます。

次に、歳出ですが、水道事業費用決算額2億7,032万4,622円となりました。

主な支出は、営業費用の2億5,398万2,612円で、受水費と減価償却費が70.6%を占めています。営業外費用の1,634万2,010円は、企業債の支払利息1,327万8,380円と未払い消費税の305万8,800円などです。また、特別損失はございませんでした。

次に、3ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入決算額763万3,500円は、新規加入による納付金でございます。

資本的支出の決算額は1億1,928万2,400円です。内訳は、建設改良費の18万4,800円、これは量水器の購入代金でございます。企業債償還金は1億1,909万7,600円を償還しました。

なお、収入に対する支出不足額1億1,200万3,600円は、過年度分の損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、9ページの貸借対照表を説明いたします。

まず、資産の部といたしまして、固定資産、流動資産の合計は43億3,336万7,309円となりました。

次に、10ページの負債の部ですが、流動負債金額は335万8,800円、内訳として未払金その他流動負債でございます。

次に、資本の部ですが、資本金19億5,315万2,125円は、自己資本金及び借入資本金の合計でございます。

剰余金の資本剰余金27億7,513万4,213円は、国庫補助金から納付金までの合計でございます。利益剰余金は、マイナス3億9,827万7,829円となり、剰余金合計は23億7,685万6,384円、負債資本の合計は43億3,336万7,309円となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（新井 明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成20年度御宿町水道事業決算につきまして、監査報告をいたします。

平成21年6月22日午後2時より、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、まず、損益収支でございますが、20年度は経常損失が1,100万4,150円になっております。これは前年度に比べ約399万円減少しておりますが、供給単価と給水原

価の赤字が解消されなければ、赤字体質からの脱却は難しいと考えられます。

次に、未収金につきましては、前年度は減少していましたが、今年度は増加し、依然として多額であるため、経営改善はもちろん、受益者の公平を保つためにも、特に悪質な滞納者への対策は強化を図る必要があると考えます。

今後の水道事業は、地域経済の低迷や住民のライフスタイルの変化などにより、給水収益の大幅な増益が期待できない一方で、南房総広域水道企業団からの受水費や既存施設の老朽化による大規模修繕など、多くの費用が見込まれるため、本年度は多額の繰り上げ償還を行い、将来の債務負担は軽減したものの、水道事業経営は厳しい状況が続くと思われます。中長期的な視野に立ち、安全な水の安定供給を目指し、経営改善に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町水道事業決算審査意見書によりご報告してまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道関係の決算ということですが、水道事業報告書というんですか、ブルーの表紙がついた中で、一番最初に説明された部分かと思いますが、その中で、受水費、企業債償還金などについて、受水費については、参考資料の1ページに、原価を形成する費用ということで、その中に2段目の下から3番目ですか、真ん中の下から3番目に受水費という項目の説明がありまして、20年度決算及び19年度決算ということで、構成比について説明があるわけですが、これは監査の意見のほうにも述べられておりまして、やはり受水費の高い低いというのが、大変経営に占める比率が多いということで、今年度決算を見ましても37.1%となっているわけですが、これについては、今後受水費の増減、増減というかこれを引き下げると、そういう要因というのはあるのかないのかということです。

それから、その上で、給水戸数などの表が出ているわけですが、監査報告のほうにもありましたけれども、給水戸数は増えているけれども、使用水量は昨年度と比べ減っている。それはやはり中の人口の構成、あと町内に入ってくる、また転出される、その内容によって今回の決算では減っているというような報告もあったと思うわけですが、先日の一般質問の中でも、町長の中からも定住化、こういうような施策の転換もあるわけですが、水道関係の中では、それは受け身ということになると思うんですけれども、一

つは定住人口、特に若い人たちが増えるという中での水道使用料が上がっていく問題、それから受水費、これについてはやはり南房総水道企業団の水道料金、これが今後どうなってくるのかということが大変大きな意味合いになってくるかと思えます。ですから、この点、この決算を踏まえまして、水道企業会計として現在どうなっているのかということと、今後どうなっていくかということについて、説明を受けたいと思えます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 受水費につきましては、確かに決算書の中でも、費用の中で大きな分野を占めるわけでございます。その中で、南房総広域水道との協定がございます。そして、最低限の供給量ということで推移しているということですが、二、三年前は1,000トンというところから経費の節減ということで、受水量を下げました。自前の水道施設での施設稼働率を上げるためにも、自前の給水をしていくということでございます。

また、今後の考え方ということですが、ご存知のように各1戸当たりの使用水量が減っている、節水を心がけているのではないかといいところもございまして、人口についても少しずつ減少しているという傾向がございます。そういう中で、基本的にはなるべく支出を減らしながら供給はしていきたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 受水費のほうは大体わかりました。

広域水道事業の中で、大変大きな割合を占めている、また今後占めるであろうと思われる、いわゆる大多喜の受水ダムの関係、これは議会のたびにお伺いをしているわけでありませうけれども、たしか昨年の7月に流域の関係会議が開催されるという報道があったのですけれども、その後開催されたという報道はない。私も詳しく承知はしていませんけれども、どうも開催された経緯がないと思うわけでありませうけれども、新政権になって、特にこういうダム関係の必要性について、さらに精査されるという報道もあるわけでありませうけれども、これが今後の受水費に係る大きな要因の一つになると私も理解をしておりますので、現在どのようになっているのかということの報告を受けたいと思えます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 大多喜ダムの関係につきましては、平成20年3月26日に第7回の夷隅川流域委員会が開催されておりまして、それ以降は開催されておりません。そういう中で、8月7日に広域水道の運営協議会というものがございまして、その中で、一応報告を受けた大多喜ダムの建設事業の現況報告ということで、平成21年度の予定は、大多喜ダムの建設

対策委員会及び地元自治会への説明会の開催を行いたいと、また事業再評価委員会の開催を行って、地元との調整会議を開催したいということでもあります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。引き続き事態の変化がありましたら、適切に報告をいただきたいと思います。

最後に、企業債の償還金ということで、報告書の中で1億1,900万何がしかということで決算報告が載っているわけでありますが、これは附属書類の一番最後のページでありますが、企業債明細書というのがあるわけでありますけれども、これについては金利の高いものについての繰り上げ償還、借りがえ等をぜひ対応していただいて、いわゆる返済についてトータルな減額をしていただきたいということで、この間努力をしていただいている案件だと思っております、この決算においては、どのような事務内容だったのか。それから、今後これらについて、特に金利の高いものですね、そういうものの繰り上げ償還などについて、どのように考えておられるのかについて、説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 議員がお話しのとおり、これは附属書類の20ページですが、企業債の明細書という中で、中段ですか、発行総数から1億6,000万円とその下の8,000万円についての繰り上げ償還が対象となっております。これは大蔵省の資金運用部の資金を活用したもので、6.2%、5.5%のものを対象として通知が来たわけです。それに基づきまして、経営改善計画、健全化計画を立てまして、1億9,000万円ですか、そして21年度につきましては、約5,400万円ということで、これを償還する予定であります。これに基づいて保証金の免除額が約3,100万円程度になるだろうということでございますけれども、こういう起債につきましては、なるべく早期に返していきたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後に、町長にお伺いしたいと思うのですが、水道企業会計、町単独会計の中では、意見書のほうにも述べられておりましたけれども、やはり当面赤字ベースである。ただ、昨今、このような町民の生活実態を見ますと、それを単純に水道料金にはね返すわけには、これは絶対にあってはならないと思うわけです。今、新政権ができて、特にダム関係の精査がされてまいります。それが進めば、受水費、要するに水利権を含めたものがやっぱり縮減が見込まれるのではないかと思うんです。

それともう1点、県ベースで今水道会計全体を、やはり県内非常に格差がありますので、それを縮減しようという動きも、県ベースでやられていると思うんです。ですから、町長といたしまして、今後そういうものについて、水道料金を全体的に引き下げていく、特に南房総地域というのは、本町に限らず水道料金が非常に高いというように私理解をしておりますので、ぜひ関係団体、そういう会議なども含めまして、基本的な水道料金の引き下げに対してご努力いただきたいと思うわけでありまして、それについての所感を求めたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたとおり、県内の水道料金については、例えば九十九里水道企業団とか、こちらの関係の水道関係、格差がございます。先般、関係市町村が知事に格差の平準化の要望書を提出したところでございます。そういうことで、水道料金については、公平な対応をとってもらいたいと考えております。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第7号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第7号について説明いたします。

決算概要書1ページより説明いたします。

国保の加入者数は、一般被保険者3,308人で、町全体の41.2%です。世帯数は1,837世帯で、町全体の53.4%という状況です。加入者は、19年度より減りましたが、これは後期高齢者医療

の発足のため、75歳以上が移ったことによる減です。今後は、経済状況の影響を受け、増加する傾向となると思います。

決算収支は、歳入が11億1,528万3,909円、歳出は9億8,163万773円で、実質収支は1億3,365万3,136円の黒字となりました。また、19年度からの繰越分を差し引いた単年度収支は8,451万7,005円でした。この要因は、後期高齢者医療創設に伴う給付や拠出金の影響によるものと思われます。

続きまして、決算書により説明いたします。決算書の7、8ページをお願いいたします。事項別明細書から説明いたします。

1 款国民健康保険税の調定額は4億1,668万9,146円に対し、収入済額は2億9,198万5,188円で、収納率70.07%、前年度に比べ6.65ポイントの減です。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料で18万5,400円、1件100円で1,854件ありました。

3 款国庫支出金、調定、収入済額とも1億7,719万8,966円です。

9、10ページをお願いいたします。

4 款療養給付費交付金、調定、収入済額とも7,986万1,000円です。

5 款前期高齢者交付金、調定、収入済額とも3億2,139万6,908円です。

6 款県支出金、調定、収入済額とも7,140万4,646円です。

7 款共同事業交付金、調定、収入済額とも8,003万5,108円です。

次に、11、12ページをお願いいたします。

8 款繰入金、調定額、収入済額とも4,236万1,250円です。内訳としては、備考のとおりでございます。基金繰入金につきましては、取り崩すことなく財政運営をすることができました。

9 款繰越金、調定、収入済額ともに4,913万6,131円です。

10 款諸収入、調定、収入済額とも171万9,312円です。

次に、13ページをお願いいたします。

以上、歳入が調定額12億3,998万7,867円、収入済額が11億1,528万3,909円で、不納欠損額は196万3,900円、収入未済額は1億2,274万58円となりました。

次に、15、16ページの歳出について説明いたします。

1 款総務費、支出済額1,581万1,260円、内訳として一般管理費1,432万8,786円で、職員1名の人件費及び国保事務に関する費用、臨時職員の賃金でございます。連合会負担金が94万円、徴税費として48万9,874円、運営協議会費として5万2,600円を要しました。

17、18ページをお願いいたします。

2 款保険給付費として、支出済額 6 億2,993万5,094円です。内訳として、療養諸費の一般被保険者給付費 4 億9,433万960円、退職被保険者療養給付費5,759万8,331円、一般被保険者療養費645万1,878円、退職被保険者療養費49万7,914円です。審査支払手数料として184万2,365円、高額療養費の一般被保険者高額療養費として5,291万6,248円、退職被保険者高額療養費として871万7,398円。

19、20ページをお願いいたします。

3、4 目及び移送費は支出はありませんでした。出産育児一時金として604万円、これは件数は全部で17件ありました。対前年比で7件の増でした。葬祭諸費154万円で、1件7万円の22件分でございます。これは75歳以上が後期高齢者医療へ移ったための大幅な減となっております。

3 款後期高齢者支援金 1 億2,575万6,792円。

21、22ページをお願いいたします。

4 款前期高齢者納付金16万9,332円。

5 款老人保健拠出金847万4,479円、内訳として、老人保健医療費拠出金821万7,222円、老人保健事務費拠出金25万7,257円です。

6 款介護納付金6,104万7,157円。

7 款共同事業拠出金 1 億2,652万1,615円です。

次、23、24ページをお願いいたします。

内訳としては、高額療養費共同事業拠出金として2,841万8,585円、その他共同事業拠出金として348円、保険財政安定化共同事業拠出金として9,810万2,682円です。

8 款保健事業費1,096万5,077円、内訳として、保健事業費191万4,535円、これは短期人間ドック費用の助成金でございます。38件の利用がありました。特定健康診査等事業費として905万542円です。

9 款公債費は支出ありませんでした。

25、26ページをお願いいたします。

10 款諸支出金として294万9,967円、内訳としては、一般被保険者の保険税還付金が84万2,000円、これは一般被保険者の方で社会保険等に参加したものを還付したものです。退職被保険者等保険税還付金の支出はございませんでした。償還金210万7,967円、これは19年度の一般被保険者医療費の確定に伴い国庫負担金の精算を行ったものでございます。

予備費は支出ございませんでした。

27ページの実質収支に関する調書について説明いたします。

歳入歳出差し引き 1億3,365万3,136円となりました。これにつきましては、全額21年度へと繰り越しされます。財政調整基金につきましては、20年度は積み立ていたしませんでしたので、20年末現在2,041万9,718円です。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成20年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、平成21年8月10日午前9時30分より役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は適正であると認めました。

講評といたしましては、調定に対する収入率が前年度に比べまして1ポイント減少しております。収入未済額も前年度より増加しており、収入未済の累計額は1億円を超えております。収納率の低下や収入未済の増嵩が、住民負担の増加につながるとともに、被保険者の公平性確保の観点から、未収金の解消に努めていただきたいと思います。

また、医療費の予測は大変困難と思われませんが、財政調整基金も少ないことから、効率のよい予算執行に努め、国民健康保険事業の健全な運営に一層の努力を望みます。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町決算審査意見書により報告させていただいております。

以上、報告をさせていただきました。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 国民健康保険特別会計決算ということですが、今、監査委員から指摘もあったところが、大変重大な問題だと受けとめております。

監査委員からの報告の中の21ページ、ここに特別会計ございまして、今、監査委員のほうから報告がありました収入未済額、ここに端的に19年度、20年度ということ、増減の比率で

13.8ポイントプラスになっているという指摘がされておるところであると思います。全体で70%という率ということであります。

また、国保の加入者につきましても、概要書の7ページに年齢別国保加入者ということで、非常にわかりやすいグラフが表示されておりますが、特に25歳未満、35歳未満、40歳未満、これは黒い線、この説明には退職者と書かれておりますので、これはいわゆる社会保険から国保へ替わった。一般的には解雇、倒産、そういうものが類推されるのではないかというふうに理解しております。全体としては景気と、その中で収入が減ってくる中で、国保税に対する重税感というのが大変高くなってきていると思います。それが、これらの収入未済額また収納率というものに、端的にあらわれていると思うわけであります。

この中で、先般は国保税に対する減免、この新たな条例改正もあったわけですが、私はまだまだ不十分だと思うわけであります。町会計では、その程度しかとれないのかなと思います。

それについて、まずこの決算の今見てきた指標の中で、町としてそういう緊急の場合、解雇、倒産など、そういう場合について、減免というものも新たに今後そういう避難措置として、国保というのは最低のいわゆるセーフティネット、国民を守るセーフティネットだというふうに思いますので、そういう部分のさらに精査が私は必要だと思います。それについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 国保税の減免につきましては、災害等によります場合には減免の規定がありますけれども、あと失業とか、企業の倒産の場合の規定については、事情により減免を考慮するというのがありますので、今まで特にそういったわけで減免の措置というのは例はありませんけれども、今後そういった場合には、減免とかも考慮していきたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

もう1点であります、医療費の関係であります、御宿町は、過去国保会計と医療のほうで別々の担当だという中で、なかなかその辺の連携というのがうまくいかなかったと思うのですが、近年は保健福祉課ということで、1課の中で両方きちんと対応するという中で、国保会計の全体的な医療費の縮減、いわゆる健康づくりだと思わんですけれども、それと一般会計の保健福祉の中での整合性がとれると思いますので、その辺の、この間やってきた中でどうであ

ったのか、今後その辺についてどうされていくのかについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 国保会計を一つの保健の課と20年度から一緒にしたわけですが、このきっかけとしては、健診の制度改正により、特定健診制度が始まったことにより、このようなこととしたわけです。確かに、1つの課でやることによって、横の連携も今まで単純に会計だけの処理というのに専念しておったわけですが、20年度からは保健師も加わり、栄養士も加わり、住民の健康指導に携わってきたわけです。

データの的にはなかなかはっきりとは言えませんが、決算概要書の9ページでは、1人当たりの医療費が約19万2,000円から18万5,000円というような数値があらわれておりますことから、それなりに効果はあったものと思いますけれども、より一層の保健指導を充実させていきたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この辺は少し見解が、最後の分ですね、医療費の1人当たりの方が下がった分というのは、いわゆる医療費と保険証との関係の中で、あと医療機関との関係で、一定の受診抑制があったものではないかと思われま。ですから、その辺のところももう少し精査されて、健康づくり事業推進をしていただきたいと思っております。

最後に、先ほどから出ました収納率、それから収入未済額、こうしたものに対して、町長としての所感を求めたいと思います。

そして、私はやはり町の単独会計では限界はあると思っておりますので、特にこの間、国の国保に関する関与が非常に低く、絶対的な率が下がってきた中で、町及び住民の負担が大変高くなってきていると思うわけでありま。新しい政権もこの辺は配慮するという話もありますので、ぜひその辺の負担率、要するに交付金含めたものを、少なくとももとに戻していただくということが、私は大事な問題だと思っておりますので、その辺についての町長としての所感を最後に求めたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 国保税等の収納につきましては、各課横の連携、管理職も皆一緒に出て徴収しておりまして、横の連携を密にしてなお一層の努力をさせていただきたいと思いま。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めま。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第3、議案第8号 平成20年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

では、決算書の1、2ページをお願いいたします。

歳入ですけれども、支払基金交付金、調定、収入済額と読み上げさせていただきます。

支払基金交付金5,403万8,097円に対し、収入が5,403万8,097円でした。

国庫支出金2,559万3,000円に対し2,559万3,000円。

県支出金は調定、収入済額ともに778万8,000円。

繰入金につきましては、調定、収入済額とも1,188万円。

繰越金については、調定が3,181万6,296円、収入済額が3,181万6,296円です。

次、諸収入はありませんでした。

次、歳出について説明いたします。

3、4ページですけれども、医療諸費として支出済額が9,907万8,466円、諸支出金として3,199万8,188円です。

公債費、予備費ともに支出はなしです。

歳出合計1億3,107万6,654円でした。

次に、9ページの実質収支に関する調書で説明いたします。

収入から歳出を引いた差し引き額は3万8,739円となりました。

なお、老人保健特別会計につきましては、19年度、20年度は過年度分の精算事務でございます。

して、22年度をもって会計を閉鎖することになります。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成20年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成21年 8月10日午前 9時30分より、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第 2 項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して、適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であったと認められました。

講評といたしましては、平成20年度から後期高齢者医療特別会計に移行したことから、平成20年 3 月分のみ医療費に関する事業であるため、前年度と比べ大幅に減額されております。今後、国の政策を注視しながら、後期高齢者医療特別会計において予算の十分な精査に努め、国・県の動向を的確に把握しながら、適正な予算編成及び執行を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町決算審査意見書により報告させていただいております。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 4、議案第 9 号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第9号について説明いたします。

決算概要書より説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度を設けることとされ、平成20年度に創設されました。

運営主体は、千葉県内のすべての市町村が加入する広域連合を発足させ、保険料の決定、賦課決定、医療給付費等の事務を行い、市町村は保険料の徴収事務を担っています。保険料の徴収は、原則として年金天引きでありましたが、年度途中で制度改正により、口座振替を選択することができるようになりました。

被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの重い障害のある方が加入対象となりました。医療費の患者負担は1割であります。現役並み所得のある方については3割負担となります。

収支決算は、決算額は歳入1億936万9,053円、歳出1億627万5,540円となりました。

歳入は、保険料で76%、一般会計の繰入金で24%で構成され、徴収率は99.75%でした。

歳出は、徴収事務に関する費用で4.6%、広域連合への納付金として95.4%で構成されています。

右下のグラフに、後期高齢者医療運営の仕組みということで示してありますけれども、負担割合は国が33.4%、県と町が同率で8.33%、保険者支援金40%、この支援金は国保や社会保険加入者の負担で賄われます。加入者の保険料は10%で運営されています。

決算書より説明いたします。決算書の5ページをお願いいたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、調定額8,338万2,100円に対し、収入済額は8,317万7,800円で、収納率は99.75%です。未納者は7名です。

2款繰入金の収入済額は2,619万1,253円でした。事務費繰入金とは、この特別会計を執行するための事務費を町一般会計より繰り入れしたものです。保険基盤安定繰入金とは、保険料の均等割相当分を免除した分を、町の一般会計で補てんし、この会計に繰り入れしたものです。

3款諸収入はありませんでした。

7ページの歳出について説明いたします。

1款総務費488万3,253円、総務管理費は電算管理委託費が主なものです。徴収費は郵便料や

印刷費が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億139万2,287円を広域連合へ納付しました。これは保険者の保険料と保険安定基盤の町負担分でございます。

3 款の諸支出金はありませんでした。

9 ページの実質収支に関する調書について説明いたします。

歳入額は 1 億936万9,053円、歳出額が 1 億627万5,540円で、この差し引き309万3,513円は、精算分として21年度会計で広域連合納付金の財源に充当します。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成21年 8 月10日午前 9 時30分より、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第 2 項の規定により、審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であったと認められました。

講評といたしましては、後期高齢者医療制度は、市町村が加入する広域連合が運営主体であり、保険料の決定や賦課の決定、また医療の給付等の事務を行っております。町は、保険料の徴収事務及び窓口での申請業務を行うとされておりますが、国の施策を注視しながら、引き続き適正な事務執行を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町決算審査意見書により報告させていただいております。

以上です。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計の決算ということですが、ただいま説明をいただいたところでありますが、平成20年度にこの会計が創設され、公平でわかりやすい医療制度を設けるというようなご説明があったわけではありますが、逆に町民からは不公平でわかりにくい制度だと大変批判を浴びたのがこの 1 年間ではなかったか

と思うわけではありますが、この制度が創設されてこの1年の中で、制度運用等は何回変わったんでしょうか。

それから、新政権はこれにつきまして廃止をうたっているわけでありませぬけれども、それについて担当としてどのように現在把握をしておられるのか。先ほどの老人保健特別会計は平成21年度で閉鎖するというふうに明確に言ったわけでありませぬけれども、どうなるかわかりませぬけれども、近いうちそれは再開するというのも、場合によってはあるのかなとも理解をしているわけでありませぬけれども、まず、平成20年度の期間の中に、制度運用等が何回変わったのかについて、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 制度運用の、回数はわかりませぬけれども、主な改正としては、まず先ほども申し上げましたけれども、原則年金天引きが、選択制により、現金納付か口座振替納付ができるということと、次に、今まで75歳以上の方で社会保険等のご主人等の扶養となっていた方は、半年間保険料免除ということでありましたが、それが延長して1年間免除という主な改正となります。

次に、新政権になって、厚生労働大臣は後期高齢者医療制度を廃止するということを言われております。しかし、全国の知事さん方は、安定してきたので、これに投じた費用も莫大なものであるから、一概に廃止に同意できないということをおっしゃっております。私としては、後期高齢者医療制度及び国保会計等が県下一本化で運営されることを望みたいと思っております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

ただいまより、10分間、11時10分まで休憩といたします。

（午前10時58分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

議案第 10 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 5、議案第 10 号 平成 20 年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第 10 号について説明いたします。

決算概要書の 1 ページより説明いたします。

平成 19 年度に開設しました地域包括支援センター業務も 2 年を経過し、高齢者からの相談内容も複雑な事例や地域に密着する介護サービスについての相談が多くなっています。

介護保険制度は、平成 12 年度から始まり、20 年度で 9 年を経過しました。急速に進む高齢化の中で、要介護認定者の急増や保険給付費の伸びを抑制するため、介護度を重症化させないため、介護予防に重点を置いた施策に方向転換しました。

65 歳以上の被保険者数は、20 年 3 月で 3,023 人に対し、21 年 3 月では 3,143 人と、1 年間で 120 人増加しました。65 歳以上の人口は 21 年 3 月末で 39.1% を占め、21 年度末には 40% になるうとしています。このような状況から、要介護認定者や保険給付費も増加の一途をたどってきます。

収支決算について説明いたします。

平成 20 年度の決算は、歳入総額 6 億 2,947 万 4,828 円で、前年度より 3,690 万 8,128 円、6.2% の増です。歳出総額は 5 億 9,842 万 1,352 円で、前年度と比較しますと 2,831 万 7,774 円、5% の増となりました。実質収支は 3,105 万 3,476 円となりました。

歳入歳出決算の状況については、決算書より説明いたします。決算書の 5、6 ページ、事項別明細書より説明いたします。

1 款介護保険料の収入済額は 9,647 万 2,710 円で、徴収率は 98.32% です。不納欠損は 32 万 3,200 円となりました。収入未済額は 132 万 4,000 円となりました。

2 款使用料及び手数料は 2 万 5,800 円で、督促手数料分です。

3 款国庫支出金は、収入済額 1 億 4,385 万 7,075 円で、収入の 22.9% です。

7 ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金 1 億7,638万7,096円で、収入の28%です。

5 款県支出金8,828万6,523円で、収入の14%でございます。

6 款繰入金 1 億181万4,000円で、収入の16.2%です。これはすべて町の一般会計からの繰り入れです。

9、10ページをお願いいたします。

7 款繰越金2,246万3,122円です。

8 款諸収入16万8,502円で、保険給付費返還金と認定調査の委託事業の収入でございます。

以上、調定額 6 億3,112万2,028円に対し、収入済額は 6 億2,947万4,828円、収入未済額は 132万4,000円となりました。

歳出について、11、12ページをお願いいたします。

1 款総務費は、支出済額2,752万6,436円で、その内訳として、総務管理費1,836万9,736円、職員人件費と介護保険事務の事務費分でございます。徴収費は69万6,394円です。介護認定審査会費は839万8,056円で、認定調査のための臨時職員人件費と13、14ページの介護認定審査会共同設置負担金が主なものでございます。

次に、2 款保険給付費は、支出済額 5 億4,598万2,863円で、その内訳は備考欄のとおりでございます。主なものは、居宅サービス費と施設介護サービス費に対する給付でございます。

15、16ページをお願いいたします。

3 款財政安定化基金拠出金、支出済額53万1,479円は、財政安定化のための県への拠出金でございます。

4 款地域支援事業費、支出済額1,564万6,023円は、地域包括支援センター運営費として介護予防事業展開のための保健師の人件費や介護予防啓発普及事業費が主なものでございます。

17、18ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、支出済額210万2,353円は、保険料の還付や国・県、支払基金への返還金と町一般会計への19年度分精算金の繰出金でございます。

以上、支出済合計額は 5 億9,842万1,352円となりました。

21ページ、22ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書について説明いたします。

歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は3,105万3,476円で、21年度への繰越金となります。基金は、介護給付費準備基金として5,311万8,000円で、20年度は積み立てしませんでした。平成20年度に新しく介護従事者臨時特別基金を設けて663万2,198円を積み立てました。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成20年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成21年 8月10日午前 9時30分より、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第 2 項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であったものと認められました。

講評といたしましては、公平性や相互扶助の観点から、不納欠損や歳入未済の減少に努めるとともに、利用者がサービスを安心して受けられる制度や環境づくり、また介護保険事業の健全な運営になお一層の努力を要望します。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町決算審査意見書により報告させていただいてございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 介護保険特別会計決算ということですが、決算書の11ページ、介護認定審査会費ということで、5 項目があるわけですが、介護保険というのは従前と比べまして、やはり契約であると理解をしておるわけですが。その意味においては、必要なサービスが必要なときにきちんと受けられるということが、介護保険のまず前提だというふうに理解をするわけですが、まず介護保険特別会計の運営でありますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（新井 明君） もう一度お願いしたいということです。聞き取れなかったようです。

5 番（石井芳清君） 介護保険特別会計の趣旨でありますけれども、必要なサービスが必要なときにきちんと受けられるという、いわゆる契約ですね。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） そのようなことでよろしいと思います。

議長（新井 明君） 5 番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） それで認定審査ということが大変大事になってくると思うわけですが、御宿町は県下でもトップクラスの高齢人口を抱えている町であります。その中において、介護保険というのは大変重要でありますし、大変関心も高い。また、町長もマニフェストに幾つかうたわれておりました、それらについてこの間幾つか質疑があったことも理解をしておるわけであります。

その中で、介護保険でありますけれども、認定審査について、平成20年度、大きな変更があったと理解をしております。介護認定の判定におきまして、内容を変えた、いわゆる契約内容を変えたということでもありますので、私はそれを途中で変えるというのはいかがなものかなと思うわけありますけれども、その内容の中で、具体的事務の中で、判定内容が軽度になる。心身ともにそういう状況であれば、これは誠に望ましいわけありますけれども、実態が全く変わらないのに軽くなるということは、必要なサービスが受けられなくなるというおそれがある中で、これはその後の中で経過措置というものが、当年度の内容の中で行われたという理解をしておるわけありますけれども、これについて、平成20年度の中での介護保険会計事務の中で、それはどのように扱われておったのかということと、あわせて、これがたしか今年の9月末で経過措置が解除されるというようになっておったかと思えます。そうしますと、今日が10月2日でありますので、新しく修正も行われたかというふうに思うわけありますけれども、その中で新しい事務内容について、どのように把握をされておるのか。もう既に2日ということで実施しているわけありますけれども、あわせてその辺についての説明をいただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 認定制度につきましては、今年4月よりコンピューターのシステムを新しく変えて、一元的に機械処理でやると、今まで介護度が高いというよりも3であったものが、例としては介護が必要でなくなったとかいう事例が出るのが、デモの段階ではありました。

しかし、御宿町としては認定調査員が家庭訪問をしておりますので、介護実態に合うような審査をしていただくということで、現実としては下がったような事例はないというふうに理解しております。

また、この10月からそのような試行のもとで新しくまた認定システムを、従来の値が下がらないようにシステムを変えるということでありましたので、町としては認定調査員の研修を行い、調査員が調査した実態に合うような認定審査結果になるように研修したところでございま

す。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この間、介護保険を利用されていた方については理解をしたわけでありまして、平成20年度の中で新たに介護保険を利用されるというのは、たしか新しい4月1日からの認定基準の中で、サービスの利用度が決まったと思うんです。その数が御宿町としてあったのか、なかったのか。あったとすれば、その人たちに対する、いわゆる不当にサービスが軽減されていたと理解するわけでありまして、その辺の是正があるのか、ないのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） それについては、認定調査員と保健師等が訪問調査をしまして、実態に合った認定がされるようにいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） されるじゃなくて、平成20年度の中で、新規のサービスを受ける方というのは、先ほども言ったのですけれども、これは昨年4月1日以降の新しい判定基準でサービスが判定されるということでありまして、それは要するに今度変わったわけじゃないですか。ですから、そういう人たちがあつた、具体的に聞いたら、そういう申請はあつただけけれども、たしか利用がなかつたというふうに聞いているんです。利用がないとすれば、要するに実害がなかつたということだろうと思うんですけれども、その辺の事実関係を確認したいということなんです。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 新しく制度を利用された方はありませんでした。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。そうしますと、その分での不利益を得た方は、とりあえずいないということで、理解いたしました。

次に移ります。

これは16ページ前後ぐらいですか、要するに特定入所者等でありまして、サービス費等あるわけでありまして、いわゆる入居待ちですね。この間も経過で報告いただいているというわけでありまして、現在の入居待ち数というのは幾つということで理解しております。

それから、これは先ほど私お話ししましたけれども、町長のマニフェストの関係で、これを極力減らしていきたいというような、この間のご説明だったと思いますが、これに対して町の施策としてはどのようになるのか、その辺も含めてお話しいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 毎月入所待ち数は、実質60名前後で推移しております。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今ご指摘いただきました点につきましては、今後、やはり入所待ちの方が多いと伺っております。しかしながら、こういう老人関係あるいは介護保険関係、非常に採算性が厳しいという中でありますが、老人ホーム等の申し出等、外部からあれば、また検討はさせていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第11号 平成20年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第11号 平成20年度御宿町一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の107ページ並びに決算概要の12ページをお開きください。

平成20年度一般会計決算は、歳入総額30億5,651万5,984円、歳出総額28億7,116万8,949円で、

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では1億8,534万7,035円の黒字決算となりました。

また、平成21年度への繰り越し事業充当財源975万2,049円を差し引いた実質収支額は1億7,559万4,986円となり、実質収支の標準規模に対する割合である実質収支比率は8.3%となりました。

なお、平成20年度のみの実質的な収入と支出の差額であります単年度収支につきましては2,761万8,321円の黒字となりました。また、この単年度収支の中には、財政調整基金への積立金も含まれておりますので、これを含めました実質単年度収支は4,788万3,236円の黒字となりました。

黒字幅の増加は、住民サービスへの効果的な還元を考慮しますと、単純に評価できませんが、平成20年度の予算編成時から景気の影響等により、町税、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金などの伸び悩み傾向にあることは予想されたことから、財源確保において非常に厳しい状況が見込まれており、不足額について、平成19年度からの純繰越金という形で確保したことが要因の一つと考えます。

また、将来需要を見据えた各種基金への積み立て等を行うことにより、実質収支額は縮小されますが、国・県支出金のほとんどは出納整理期間であります4月、5月に収入されるため、3月末までの資金収支が非常に厳しく、年内における余剰金の基金積み立てでは判断に苦慮することから、実質収支額は膨らみやすい傾向にあります。

次に、款別の歳入歳出の決算の主な特徴ですが、決算書の1ページから10ページ、及び決算概要の13ページをご覧ください。

初めに、歳入決算の状況ですが、決算書の5ページから6ページ及び決算概要の13ページ上段をご覧くださいと思います。

第2表(1)のとおり、歳入総額30億5,651万6,000円、前年度と比較いたしますと1,486万円の減額となりました。

減額の主な要因といたしましては、平成19年度発生の災害復旧事業の影響により、国庫支出金や町債の減額になったほか、繰り越し事業にかかわる充当財源が減少したことが影響として上げられます。

歳入構成比で見ますと、町税は10億337万円と前年度と比べ319万1,000円の減額となりました。

内訳で見ますと、固定資産税は、新築家屋の増加により500万円程度増加いたしましたが、たばこ税で約400万円、法人町民税で同じく約400万円がそれぞれ減少しております。徴収率で

は、現年度分で96.7%と前年度と比べ0.7ポイント下降し、自主財源の確保に向けて課題を残す結果となりました。

また、平成20年度末で固定資産税で約1億2,600万円の不納欠損を行っておりますが、これにつきましては、以前から滞納のあります法人に対して、今回優先債権者である国税局が財産の処分をしても配当がないとして、納税義務を消滅させたことに伴いまして、当町においても納税義務を消滅させたものでございます。この件につきましては、8月28日開催の総務常任委員会でご説明させていただいております。

次に、2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金までの各種交付金関係ですが、景気不況の影響等から軒並み減少する結果となりました。

一方、10款地方交付税においては、収入額の落ち込みに加え、地方再生対策費の創設等により8億6,511万9,000円が収入され、前年度に比べ約6,200万円が増加したことから、一般財源総額といたしましては、前年度を若干上回る額が確保されております。

12款分担金及び負担金は、総額2億6,422万8,000円で、内容はいすみ市からのごみ処理負担金が大半を占めております。施設整備にかかわる公債費負担調整が平成19年度が終了したことによりまして2,044万5,000円の減額となっております。

13款使用料及び手数料は、観光客の伸び悩みや夏最盛期に天候が崩れたことにより、町営プール施設使用料について減額となりましたが、大規模工事に伴う道路占用料が増加したことにより、対前年比42万4,000円、総額6,375万4,000円となりました。

14款国庫支出金は、御宿小学校校舎及び屋内運動場の耐震化事業にかかわる安全・安心な学校づくり交付金が交付されたものの、現年災害が発生しなかったことにより811万6,000円の減額であります。

15款県支出金ですが、1億6,853万4,000円で、前年度に比べ2,779万2,000円の増、繰り越しの影響により、漁港整備事業にかかわる漁村再生交付金が増額になったほか、長寿医療制度開始に伴う基盤安定拠出金が増加したことによるものでございます。

16款財産収入は、総額1,760万9,000円で、前年度に比べ309万3,000円の減額となりました。町有地売り払い収入の減少によるものでございます。

20款諸収入ですが、JR返還金や町営プール売店収入など6,426万6,000円を収入いたしました。宝くじの収益金に伴う市町村交付金が増加したことに加えまして、有価物売り払い料金が増加になっていることから、前年度に比べ1,217万1,000円の増額となりました。

21款町債につきましては、1億5,580万円を発行いたしました。町道0105線道路改良事業の

計画区域の一部が完了したことにより、発行額は前年度に比べ約2,200万円の減額となっております。また、発行額のうち1億2,250万円は普通交付税の振りかえ措置であります臨時財政対策債であり、その他については漁港整備や小学校耐震化等に係るもので、普通交付税算入など、財政制度上有利な起債に努め、公債残高につきましては1億4,189万9,000円の減少となっております。

その他、18款繰入金につきましては、老人保健特別会計、介護保険特別会計からの精算による繰り入れのほか、基金繰入金による696万1,000円となりました。

19款繰越金については、平成19年度からの純繰越金及び繰越事業充当繰越額で、総額1億4,833万円、前年度と比べ4,540万8,000円の減額となっております。

次に、歳出決算ですが、決算書の7ページから10ページ及び決算概要の13ページ下段をご覧くださいと思います。

総額28億7,116万9,000円を支出し、繰り越し分を除いた実質上の執行率は99.0%となっております。

目的別歳出決算の状況でございますが、決算概要によりご説明させていただきます。13ページをお開きください。

第2表(2)歳出の状況でございますが、議会費は、議員辞職に伴う報酬の削減や事務経費の縮減により、前年度に比べ3.1%減の6,150万5,000円となりました。各委員会運営の充実や議会広報窓口としての議会だよりの発行など、町民の意見要望にこたえる議会活動が行われました。

総務費は、5億3,755万2,000円を支出いたしました。支出の内容は、庁舎管理経費や徴税费、町有財産管理費のほか、平成19年度から実施しております日西墨交流400周年記念事業関係経費などになります。前年度に比べ5,004万2,000円の減額となっておりますが、管理経費の抑制や基金積立金の影響等によるものでございます。

民生費は、歳出構成割合の20.7%を占め5億9,540万9,000円を支出いたしました。高齢者・障害福祉の充実に対する経費や保育所、児童館の運営経費、さらには出産育児祝い金の交付、児童手当の支給を行ったほか、20年度から開始されました後期高齢者医療特別会計を初めいたします各特別会計への繰出を行いました。長寿医療制度の開始に伴う各種システム関係整備が終了したことにより、前年度比2,068万7,000円の減額となっております。

衛生費は、前年度比977万8,000円増の5億407万7,000円です。子育て支援の一環として妊婦一般健康診査の助成拡大や入院に係る児童医療手当支給に新たに取り組んだほか、清掃センタ

ー最終処分場閉鎖に向け、計画的な対応を図りました。

農林水産業費は、1億2,200万7,000円で、岩和田漁港整備に係る繰り越し事業費等の影響から4,352万6,000円の増額となりました。その他、中山間総合整備に向けた調査計画に着手したほか、イノシシの被害対策やアワビ、ヒラメの種苗放流を行うなど、農業及び漁業の総合対策支援を行い、基幹産業の振興に努めました。

商店振興や観光振興に係る商工費につきましては、総額で8,328万3,000円を支出し、各種観光イベント委託を初め、400周年記念公募展の準備経費、町営プール等の施設の安全管理に努めました。

続いて、土木費は、8,416万6,000円で、主な内容といたしましては、町道0106号線の改良に引き続き取り組んだほか、町民の生活関連道路の維持管理、さらには矢田団地の屋根防水対策、富士浦団地の外壁塗装など、公営住宅の適正管理に取り組みました。前年度に比べ2,072万4,000円の減額となっておりますが、町道0105号線道路改良工事の計画区域の一部が、平成19年度で完成したこと等によるものであります。

消防費は、1億9,237万1,000円を支出、前年度に比べ382万8,000円の増額となっておりますが、夷隅郡市広域消防において高機能司令室を整備したことにより、負担金が増加したことによるものでございます。

教育費は、2億6,175万6,000円で、御宿小学校耐震化に係る年次割事業費の影響から、前年度に比べ2,654万1,000円の増額となっております。その他の内容といたしまして、海と山の子交流事業や外国青年招致事業等を実施するとともに、公民館やB & G海洋センターが連携いたしました新たな取り組みとして、放課後の居場所づくりにも積極的に取り組みました。

災害復旧費は、平成19年度からの繰り越し分河川2カ所に係る支出であり940万4,000円を支出いたしました。

最後に、公債費ですが、4億1,963万9,000円を支出いたしました。対前年度比832万円の増額となっておりますが、据え置き期間が終了いたしました中学校校舎建設に伴う事業債や臨時財政対策債の元金償還金が始まったことによるものでございます。今後、平成23年度までは償還のピークを迎えており、新たな元金償還も始まることから、財政の健全運営に向け、引き続き引き締めた歳出管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、款別の主な事業につきましては、決算概要の26ページから28ページ、ゼロ予算事業につきましては29ページにまとめてありますので、ご参照いただきたいと思います。

また、性質別歳出決算の分析につきましては、決算概要の9ページ及び16ページにまとめて

ございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成20年度決算の内容について申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいております事項については、充分分析を行い、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） 平成20年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成21年8月10日午前9時30分から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、まず歳入ですが、町税の額は減額したものの、調定額に対する収入率は増加しております。これは固定資産税において約1億2,000万円の多額な不納欠損処理がされたものであり、景気が低迷する中、町税の減少傾向は続くものと考えられ、ほかの歳入項目においても恒久的な増収は期待できないため、収入未済額の解消や収納体制の強化、特に課税客体の増加対策に取り組み、一層の自主財源確保に努めていただきたいと思います。

歳出につきましては、少子高齢化による福祉の充実を図るための扶助費の増加、今年度創設されました後期高齢者医療特別会計を含む特別会計繰出金の増加、公共施設の耐震化対策など、義務的性質を持つ経費は、今後数年間増加し続けると予想されます。また、これまで特別職の給料カットや職員定数の抑制による人件費の削減が歳入歳出の均衡を保つ役割を担ってまいりましたが、今後、その反動や地方主権の推進により、国・県の事務の移譲とともに、職員の負担もふえ、必要相当数の職員を確保するための財源が必要になってくるものと考えられ、人件費の増加が見込まれます。

国は、政権交代がなされ、このような歳出状況のもとでは、国の政策を見きわめ、自治体経営の理念に基づき、経営的経費の抑制を初め、有効性や必要性を踏まえた事業の整理、合理化、補助金の見直しによる歳出のスリム化を図り、適正かつ効率的な予算執行により、公正で公平な住民福祉の増進と、より一層の町政発展に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、平成20年度御宿町決算審査意見書により報告させていただいてございます。

以上です。

議長（新井 明君） これより午後 1 時まで休憩といたします。

（午後 0 時 0 0 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、瀧口義雄君。

1 2 番（瀧口義雄君） 2 点ばかりお伺いしたいと思います。

ページ数で言いますと43ページ、総務費、財産管理費、工事請負費、補償補てんです。この件に関して、質問事項が五、六点あるのですけれども、二、三点質問してからまた質問したいと思います。本件に関する経緯、これは何年前の話かというのと、相手方の主張がどういうものであったのか、とりあえずその2点。五、六点同じ件で質問ありますから。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご質問の件は、家屋の移転補償の件。

本件につきましては、昨年の当初予算、20年度の予算のときにもご説明申し上げましたが、新町の隣地境界におきまして、所有地を借り受けた方とまた町が譲渡した土地が一部重複しているということで、これまで7代の町長にわたって問題の解決に当たってきたという経過があります。

昭和43年に町有地があります隣地者の方から、これはその隣地も町が売った土地でございますが、この方から境界に誤りがあるという申し出を受けたところでございます。町が売り払いした土地が、町が貸し付けた土地に重複しているということから、早急に原形に戻してほしいという申し立てを受けております。町がこの方に売り払いしたのは昭和4年のことございまして、また貸し付けたのが昭和6年ということで、これにつきまして申し出を受けた昭和43年12月に調査士に依頼して実測したところ、申し出どおり40坪が申立人の所有地内にあることがわかったということで、43年から対策に当たりました。

この間、町としても代替地等の条件を出して、いろいろ交渉に当たってきましたが、結果的には交渉が整わなかった。そういう経過の中で、平成14年に、それとはまた別の方の、複数の

方の土地に関して不利益が生じているという事情がございまして、14年に町長の決断で境界を確定したということでございます。

その後、家が建っておりますので、移転するために調査士に依頼して移転費用を見積もり、20年度の予算で補償金のほうのご議決をいただきまして、20年度の事業として実施したという経過がございます。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） そうしますと、昭和4年にその人が買ったと、貸し付けたのが昭和6年と、今から何年前ですか、ちょっと計算できないですけども。これには、売買の、世の中、殺人でも何でも時効がありますね、時効というのは成立しないのかどうか。

それと、相手がそうやってきたときに、境界は測定したけれども、相手が言っている、相手の面積、測量したのか。言っている意味わかりますか。相手の面積、町有地じゃなくて相手が、例えば私が100坪で、5坪少ないとか、相手を実測したのかと、そういう資料はあるのか。

それと、昭和4年、僕ら生まれていないです。これは前町長の時代の話ですけども、昭和6年の話です。どうしてこういうものを裁判という形で決着をつけなかったのか。民と民なら和解というあります。民と公も和解もありますけれども、これはやっぱり佐藤工業のときのようには和解裁判、和解という形のもの、こういうものが費用がかかってもやっぱり公平性が保たれる。地境というのはふえることはないのですけれども、昭和4年の話を持ってくるということとはなかなか大変な問題だと思います。

そして、昭和4年の話を、予算を投じております、この責任ですね、過去の話です。皆ここにいる人は関知しない話ですけども、過去に対して補償したと。それは裁判も何もやらなくて予算を投入している。町が認めているんですね、相手の主張を100%。相手は何坪あるかという証明書を出しているのか。例えば僕の土地が100坪あったと、昭和4年の測量技術、専門家がそこにいらっしゃいますけれども、今はGPSでぴったり出るという中で、相手が測量の図面を役場に提出してあるのか、どういう主張できたのか。

それは文言は今聞きましたけれども、それも昭和43年ということは39年間たっています。取得してから。相手に貸してから30数年たっています、物事というのは、時効取得という話は聞いておりますけれども、その辺をどう解釈したのか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員の言うとおり、昭和の初めに売って、それを貸したのも昭和6年ということで、申し出のある昭和43年までに時効がどうこうという話の趣旨だと思

ますが、これについて発覚して、申し出を受けてから昭和40年代の当初の記録を見ますと、当時の町長が議会にも相談しております。その中で、先ほど申しましたけれども、代替地を含めた条件を提示して、交渉に入っています。それには町の顧問弁護士も当然ついておりますから、相談しながら平成14年までに至っている。それで14年に至ったときに、町長が判断して境界を確定したということでございます。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 43年以降の話なのでしょうけれども、そのときの町長はだれかわかりませんが、要するに時効というものを考えなかったの。

もう一つ、私が言っているのは、相手が面積を提示してきた、昔じゃなくて現在、現在解決したんですから、過去じゃなくて去年、どのくらい面積が不足していたのか、相手ね。町はそっちへ入っているかもしれないけれども、例えば私の土地が100坪以上あるかもしれないですから、それを実測したものがあのか。中学校のほうから測量して確定したらそうしていますけれども、相手の実測ですね、提示されているのか。また、こういうものは、やっぱり公平な機関が日本にはありますから、裁判所というもので、確定するのが筋じゃないですか。弁護士がいて正すのなら、もう全員無罪ですよ。そういうわけじゃなくて、こういうのは費用かかっても、裁判所の判定を受けるのが、今後のトラブルを防ぐ一つの要因ではないですか。1点、私が質問言っているのは、相手の実測をあなたは見ているのですか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ほどからご説明しておりますように、この件については、当時の町長の判断で、平成14年に町との境界が確定しております。相手の主張については、40坪。今、ご質問ありましたけれども、私としては相手の実測図については見ておりません。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 反対からいって場所は確定しますけれども、相手は実測していないんですね。あなたは見ていないんですね。100坪以上あるかもしれないし、もっと少ないかもしれないでしょう。そういう中で、境界は確定しても相手がどれだけあるか知らなくて、認めちゃっている。それは反対、中学校のほうから測定した話で。

それと、昭和43年以降に、その当時の町長が了解したとしても、私の1点聞いていたのは、時効はどうなっているのですかと聞いているでしょう。時効はその時点で成立しているんじゃないですか。そういうものを含めて、やっぱりもう先代の時代だと思っんですね、昭和4年ですから、代替わりしていると思っんですけれども、そういう中で時効の件が1点。何で裁判や

らなかったのが1点。

相手の面積は全く知らずにやっている。金を払ってもこういうものは、相手が幾ら持っているかわからなくて確定しちゃうんですか。それは、町有財産を管理する人としては、ちょっとおかしいんじゃないですか。あなたの財産じゃなくて、これは町民の財産です。そういう中で、相手の面積も知らないで、その交渉に乗るといって自体、財産管理においては不備だと思います。

再三言うように、終わった話ですけれども、何で裁判やらなかったのか。金がかかってもこういうのは、弁護士の指導とか、彼らはそれは指導するのが仕事ですよ。ただ、こういうものは、佐藤工業の時もちゃんと和解裁判という形をとって決着している。土地に関して、これは町が不利益を被っている。不利益を被るときは、より公平な機関が日本にはありますから、判断を仰ぐべきだった。幾ら向こうがあるか、今もってわからないんだからね。皆さんの税金も投入されている。

浦島太郎の話ですよ。それを解決したということは大変なことかもしれないけれども、公的な判断を仰いでいない。あなたたちが、言葉は悪いけれども、勝手に判断してやった話です。町有財産を侵害されている、あるいは予算を完全に使っている。この責任は、今の石田町長は居なかったですけれども、あなたが財産管理する中で、この責任をとるのか、予算執行した中で。

正しいと言うのなら、相手方の面積を私たちに示してください。それが本当に例えば主張している100と、それも知らない中で交渉している、それは大変不見識じゃないですか。それ1点。

それと、そういう中で、今後町有財産について、処分保全について、どうしていくのですか。
議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） この件は、先ほどもご説明しましたが、長年の経過の中で解決に向けて、平成14年に町側の意向によって境界を確定しております。

今後のあれですか。

（「補償額」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（木原政吉君） 補償というのは、移転された方にはこの金額で補償はしておりますが、その件でございましょうか。

（発言する者あり）

企画財政課長（木原政吉君） これについては、移転費用の補償を含めて、専門家に積算し

ていただいて、予算の中で執行したわけでございます。

そのほかの補償と言いますと、例えば申し出人に対するという解釈でよろしいでしょうか。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 例えば、そうしますと町有地を貸していたと、地代を貰っていたでしょう。昭和6年から地代を貰っている。過大な地代を貰っていたわけでしょう。土地がない土地を地代として貰っていたわけでしょう。例えば50坪貸したと、それが10坪しかなかった。それ地代払っていたわけですね、昭和6年から。これはどうするんですか。だって、相手は町から、例えば50坪借りたと、それが6年から借りていると、延々と町は、ない土地の地代を取っていたわけでしょう。その地代はどうするんですか。それは補償しないんですか。それは抜けているでしょう。移転費用は出したかもしれないけれども、町としては昭和6年からの地代を、当然追加で払うべきでしょう。それは町が貸したという認知をしているんですから。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 前任担当ということでご答弁申し上げます。

これにつきましては、町が貸し手の方から、例えば60坪貸していたとします。そのうち40坪が正しい面積だったというご指摘だったんです。残りの20坪について、借りていた方は余分な借地料だという。ところが、そこについては請求ができるのは、町が売却した方に、本来は支払いがされなくてはいけないという状況でございます。ですから、町は平成14年度からは境界が確定しました。それからは、その40坪以上の借地料はいただいていないというような経過でございますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） そうすると、平成14年以前と昭和6年からの地代が成立するじゃないですか。平成14年に確定したんですね。それ以降は貰っていない。60坪分はね。じゃあ、昭和4年から平成14年までは60坪分貰っていたという、その分どうするんですか。

議長（新井 明君） 暫時休憩とします。

30分まで休憩といたします。

（午後 1時20分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 80年前のお話という計算が出ましたけれども、本当に一昔をとうの昔に過ぎた話で、そういう中で、わかっていることは境界が確定したけれども、相手の面積は確定していない。それと、例えばさっき言ったように、60坪という仮定の話でしても、14年以降は貰っていないけれども、それ以上は請求して貰っていたということは事実です。そういう中で、あれをどうするかというのは、そちらのほうの話でしょうけれども、今後、御宿町は広大な町有財産を持っています。処分保全に対してどうしていくんですか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 80年前の事案がつい最近境界が確定している事例があります。御宿町は他町と比べて、ご指摘のとおり町有地もかなり持っていますので、測量その他、現在できる範囲はすべてやって、適正に管理をしていくというふうに考えています。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 今度処分保全は、ちゃんと測量して、いけないときは裁判にかけるという形でいってください。

次、ページ数で言いますと85ページ、土木費、都市計画費、委託費、御宿台の地区計画策定業務です。私も御宿台に住んでおりますけれども、大変な金額をかけて、地区計画を、条例を制定していただきまして、大変感謝しております。

そういう中で、新しくできた町と言いましても、大分落ちついた形になってきましたけれども、三者協定という形で、町と御宿台と西武とそういう話し合いをもって、一つの町を形成しているというのは充分、私もかかわっていましたから承知しておりますけれども、そういう中で、建築協定が切れた中で、こういう形で条例が制定されて、新しい町並みの形成がよりいい形でできるという条例ができたんですけれども、今後、開発地区においてどういう形で進んでいくのかという、3点ぐらい質問させていただきます。

その前に、地区計画の中で、C地区がございますね。これは西武、今西武は名前変わりましたがけれども、そこで所有していますC地区というのがございます。これはラビドールの下、あるいは噴水公園の前、はっきり言えば消防署の前の広大な広場です。あそこをC地区と名前を言っています。センター地区という名前ですけれども、そういう中で、建築物等の整備方針という形で、計画の中に入っておりますけれども、センター地区だけちょっと読ませていただきますと、「センター地区は、居住環境と調和した休養施設、生活サービス施設等を集約的に誘導し、御宿台地区におけるエントランスとしての町並みや公共施設による市街地環境の形成を

図る」と、大変すばらしい文言が入っていますけれども、世の中大変景気低迷で、公共施設云々という話もなかなか難しい中ですけれども、これはコメントしておきたいのは、都市計画のときも最後に言ってありますけれども、あそこを売却整理するときに、この一項を必ず西武との条件、計画図に必ずこういう形が入るような形で売却等、整備等を進めていくということ、ここで再度、町としては、これはどこでどういう形で入ってきたかわからないんですけれども、決定書に入っていますので、その辺ではあっと売るんじゃないくて、やっぱり計画的にやるという中で、この文言が一筆入っていますので、その辺の。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 従来から、四者協定またはその中で変更点等については、充分協議して行くと、町の意向を聞いて行うということになっておりますので、その点についても充分反映させていくというふうに考えております。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） これは変更点じゃなくて決定事項ですから。

そうしますと、3点ばかり質問ありますけれども、公共施設の整備と移管について、もうこれですべて完了したのか、また今後やるべき仕事はあるのか、今後の地区整備はすべて町がやるのか、いろいろな問題がまだ残っています。前回、手すりをつけていただきましたけれども、そういうものとか、あそこは高齢者が多い町ですからいろいろな問題がありますね。そういう中で、高度地区からの要望が出た場合、これは予算面と相談ありましょうけれども、どのような形でやっていくのか、この3点伺います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 移管については、すべて移管を受けているわけではございませんで、順次把握したものから移管を受けているということですが、現在まだ移管を受けていないものについては、集会所、あと汚水処理場、ごみの置き場ということになっております。

移管を受けたものについての整備については、基本的には町というふうに考えております。今、お話にもありましたけれども、三者協定、三者の連絡調整会議というのをやって、年に2回やった中で、可能なことから進めていくということで行っております。開発業者の西武が仕事がすべて完了したのかということですが、現在交渉中なのは、周辺の木の伐採等については交渉中で、応分の負担について今協議を進めて、了解を得ているところでございます。

それと、やはり西武については、他の地区と違うところというのは、環境面でかなりレベル

の高い環境を維持するというので、調整会議の中でも、例えば草刈り等については、町が行う部分、それと区のほうで行う部分、それについては連絡調整会議の中で分けて行っております。ただ、施設整備についても、そういうものが達成した場合については、基本的に移管を受けていけば、今後は町が行っていくというふうに考えておりますが、限られた予算でございますので、それについては全行政区の要望を取りまとめた中で、緊急度の高いものから行っていくのが町の考えでございます。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 私もそこへ住んで、諸事情全部承知しております。住民も応分の負担は了解しております。西武のほうも、できるだけそういう形で環境整備等を予算を投じています。住民もそれも了解しています。そういう中で、一つの環境が整っております。そういう中で、町のほうは、大変今の状況は言わなくてもわかっていますけれども、そういう形で、三者がいい形で今進んでいるのは承知しております。

ただ、今言われたように、樹木ですね、20年、30年たてば、開発当時とは違った形になっております。また、伐採しようにも機材が入らないということも承知しております。そういう中で、高齢者の多い町ですから、いい形で整備を進めていただければと思います。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 一般会計の決算ということですが、まず最初に、歳入のほうでありますけれども、34ページ、ここに有価物、これは項目とすると雑入になると思いますが、有価物売り払い料金ということで、先ほど説明の中では前年度対比で1,200万円、これは先日一般質問の中でも触れた部分でもありますけれども、1,251万6千何がしという決算額がのっております。再度この中身について伺いたいと思います。

それから、同じページの中で、もう少し下段に、指定管理者利益還元金52万1千何がしということで、決算上程されておるわけでありまして、これは上の西武に隣接した、たしか以前は教育委員会で管理運営しておったところの指定管理者の部分であろうかと思うわけでありまして、これまで、町が直接運営をしておりましたので、その内容についてはいろいろな会議を含めまして、詳細を一定周知しておったわけでありまして、指定管理者ということで運営そのものが第三者が行うという中で、やはり当初心配しておりましたのは、設置した当初の目的、それが指定管理者制度の中で充分運用の中で目的が達成されておられるのかどうかと

というのが、非常に我々議会としても不明確になってくるという懸念を私は当時表明したと思うわけであります。

52万1千何がしと出ておるわけでありますので、かなり結果はあるのかなと思うわけであります。当時、指定管理者を受けた団体から、町内のいろいろな施設だとか事業者も含めた連携、そうしたものの運用にあたって進めたいと、そういうようなお話もたしかあったように聞いておるわけでありますけれども、決算でございますので、その辺の運用をどのように町として把握されておられるのか、報告を受けたいと思います。

2点お願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 有価物の内容というお話ですけれども、まずは新聞とか雑誌、段ボール、牛乳パック、布類等を合わせまして252キロ、金額にして約500万円ぐらいということです。あとは缶類、鉄くず、合計で91キロということでございます。そのほかはペットボトルという内訳になっています。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それでは、パークゴルフ場と御宿台テニスコートの指定管理者による利益還元金ということでございますが、こちらにつきましては、平成19年6月1日から指定管理者制度ということで移行してございます。民間のノウハウの活用によって、より効率的な施設の維持管理とサービスの向上という形で移行したものでございます。

この還元金につきましては、パークゴルフガーデン及び御宿台テニス場の使用料の12%についてを還元されたものということでございます。町が管理をしておりました時点では、使用料から賃金や草刈りなどの管理料を比較いたしますと、支出のほうが多くなるというような状況もあったわけでございますけれども、指定管理への移行によって、黒字になりまして、チケット料金の利用のしやすさ等もありまして、利用も増加して、体力向上、体力増進、スポーツレクリエーションの普及ということに効果を発揮しているということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 12%ですか、利益が出たということで、今の説明では、これまでの管理料金、その辺がなくなった上に、しかもいわゆる歳入面が純粹に出てきたというような説明であったかと思うのですが、額として12%ですので、決算ですから金額になるわけでありますけれども、もう1点私が聞いたかったのは、それでは利用者数ですね、そうしたものは変化があったのか、なかったのか。

それと、最終的にはやはり我々自治体は自治体、また民間は民間なりにそれぞれいろいろなノウハウが当然あると思うわけでありますが、その中で、やはり我々自治体、これから運営していく上におきまして、そうしたノウハウで学ぶべきものがあるのか、ないのかということも、大変重要で、それは単に手がかからなくなって、お金が入ってきていいじゃないかということでは、やはりまずいと思うんです。ですから、その辺について、指定管理者制度を取り入れたわけですから、そのやはり精査と。しかも具体的な、こういう金銭面だけではなく、そういう運用面での参考になる部分があるのかないのかについて、ご説明いただければと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） まず、利用者数ということでございますけれども、数字的には、町のほうで集計をしておりましたものの数字のとらえ方と、指定管理者のほうからいただいている数字が若干とらえ方が違う部分がございます、例えば大会等の出場者をすべて利用者ということで上げていた部分がございますけれども、指定管理者からいただいておりますものについては、利用料として収入があった方々ということでの集計になっておりますので、若干数字の部分ではそのままとらえられないところがあるわけがございますけれども、利用料のほう、町が運営しておりました1人1,000円という額よりも、料金設定がそれを上限という形でされておりますので、それより低い料金設定がされている中で、収入のほうは町がやっていたときよりも上がっているという中で、利用者の枠は増えているということでございます。

指定管理者制度の導入によるノウハウということでございますけれども、こちらにつきましては、今後またほかの施設等考えることがあるかもしれませんが、そうした中で調査をしてみたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

今後、広げるかどうかというよりも、要するに今職員の皆さんが行っているサービスですね、その向上に資するものがあるかどうかということですが、今のご答弁ですと、それも含めて今後また研究調査するというようなことだったろうかと思いますが、そうであるならば、引き続きそうした部分も踏まえまして、参考になる場合は、ぜひ住民サービス向上のために、研究をしていただきたいということでございます。とりあえずこの問題はわかりました。

次に移ります。

44ページであります、企画費がございます。負担金補助及び交付金の中で、ちょっとここの中に出てこないのですが、病院群輪番制病院運営事業負担金というものもございますが、決算資料の中で、いわゆる国吉病院ですね、今、名前も変わってございますが、こちら御宿も引

き続き入っているということで、これもたしかこの年度末に開院をしたと聞いております。

であります、この内容で、先般住民の方から、いわゆる透析についてのお尋ねがございました。たしか、これも過去を振り返りまして、患者の会から署名運動などもあったというお話も伺っております。その中で、当初なかった透析施設の充実というのが、計画の中で盛り込まれたと伺っておるわけでありましたが、その透析施設が現在どのように運用されておるのか。どうもまだ十分な利用がないというお尋ねがあったわけでありましたが、それも踏まえまして、町当局も負担金を払っていくわけでありまして、公設の病院施設であります。

これについては、この間も、いわゆる送迎バスと申しまししょうか、バスなども出していただいているわけでありまして、病院が今どのような運営状態になっているのか、もし、医者だとかそういう部分の過不足があるとすれば、それはやはり当初の目的を達していないということでございまして、全国的にもいろいろ厳しい状況は承知しておりますけれども、そういう不足の部分の、例えば医者だとか看護婦だとかそういうものの手当て、それを含めまして、病院施設が当初の目的どおり運用されているのか。それとともに、御宿町からの利用者、これは開院からその後どのようになっているのか、バスの利用も含めまして、この機会ですので、説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 病院の人工透析の病床数ですけれども、たしか18床を整備して、稼働率はいまのところ3割ぐらいだということを聞いております。

それと、バスの利用につきましても、去年の9月までは1便であったんですけれども、10月以降2便にふやしていただきまして、当然2便にしたことにより、利用者数はふえております。1便では1日4.8人であったのが、1日平均8.6人というようにふえておりますけれども、透析につきましても、今、個々の医療機関を見てみますと、医療機関独自で送迎を行っている状況を拝見しますことから、国吉病院も人的体制が整い次第、それらを利用していきたいと思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 申し込みをされている方は、担当の医者、専門医がないということで、受けられないというような内容だったと思うのですけれども、それは事実なのでしょうか。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） そういうように伺っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） それで、結果として18床が3割しか稼働していないということなわけですね。せっかく大変な思いをして整備をされたわけですので、これは人的な対応がありますから、大変だろうと思いますが、ぜひ理事者の一人として、そういう先生の配置を含めて、ぜひ協議をいただいて、病院がきちんと機能するようにしていただきたいと思います。

負担金を払っているわけですが、それ以上の利用があるということが望ましいと思いますので、そういうことも含めて、町長のほうから国吉病院に対する、今後についてですね。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 国吉病院については、会議等で提起して、いろいろご意見を伺ったり、協議していきたいと思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。近々病院議会も開かれるということもありますし、管理者会議もあると思いますので、ぜひ、そういう協議をして、ご努力をいただきたいと思います。

次に移ります。68ページ、これは環境衛生費の中ではありますが、一つは備品購入ということで、イノシシの対策用電気柵というのがございます。それから、これは多分ほかにも74ページですか、有害鳥獣駆除委託、イノシシ被害防止対策補助ということで載っております、これは本年度の中でも再補正をしていただいて、施策の拡充をしていただいているというのは承知しているわけではありますが、具体的に平成20年度の中での実績ですね、それについてお話を伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 私ども、76ページの有害鳥獣の捕獲のほうについてご説明いたします。

本年度は、電気さく、簡易物理さくについて実施したところではありますが、平成20年度現在で、実谷、七本、須賀、高山田、上布施合わせまして、この事業は17年度から実施しております、延長数で3万6,786メートル、件数で198カ所、また物理さくについては同じく17年度から20年度の実績としまして7,862メートル、件数として39カ所を実施したところがあります。本年度も新年度に向けまして、農家組合長を通じまして農家に希望調査を今回行う予定で考えています。また、イノシシの捕獲頭数につきましては、今年度については100頭という結果でございました。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） この環境衛生費のほうのイノシシ対策用の電気さくというのは、実谷の打越谷の地区ですか、その田んぼ3反歩分を田植えをいたしまして、イノシシ対策用ということで電気さくを購入したものです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

有害鳥獣対策でありますけれども、やはり猟銃等による駆除というのは、現実的にたくさんいろいろな問題が起きておりまして、これからはそれよりもさまざまな種類のわな、柵を含めた、そうした対応が、私はさらに拡充が求められるのかなと思います。

それと、抜本的には、いわゆる里山としての保全です。やはりこの間、地元を見てみますと、例えば休耕田などをきちんと管理をする。そしていわゆるブッシュと申しましょうか、そういうものをなくすことによって、すみかでありますとか、けもの道というんですか、そういうものがなくなる。要するに、大変臆病なもののようにありますので、人間のおいが始終しているとか、そういうことを非常に嫌うということが、この間のいろいろな研究報告の中でも出てきていると思います。

ですから、直近はそういういろいろな罠だとか柵、そういうものを地元の方に利用していただくということと、そういう施策をしていただくということと、抜本的には里山づくりですね。今般になると、新しくつくるとい言葉が適切になってしまうほど、荒れているというのが実態だろうと思いますので、これは非常に根気のいる作業だと思うわけでありますけれども、今の中山間事業のこれからの進展も含めまして、私は、広く里山、御宿の非常に穏やかな山並み、それから田園風景、それがいろいろな形で活用されていくということの中で、そういう有害鳥獣に対して抜本的な解決を図っていくということが大事であるというふうに思いますので、その辺につきまして当局の担当の考え方を含めてをお願いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 委員のご指摘のとおりでございます。打越谷ですか、皆様のご協力で、田んぼや山林の手入れした関係で、非常にイノシシの被害が少なかったということ伺っておりますので、今後こういう機会がありましたら、農家の方、また山林の所有者等にお話をして、協力を求めて進めていきたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） じん芥処理費に移りますが、70ページ、工事請負費の中で施設補修工事という項目があるかと思えます。この中に入っているのかどうか定かではないのですけれ

ども、主要事業の説明の中に、いわゆる最終処分場閉鎖事業という項目がございます。平成20年度では、事業内容として埋立地の安定化対策ということでうたわれているわけでありませけれども、具体的な作業内容、それからもう10月に入ってきたわけでありませけれども、これが本年度どこまでいくのか。これは最終ですね、いつごろきちんと作業が終わるのか。それで、せっかくだから、この地先の、たしか水質等の検査、こうしたものも行われているやに聞いております。そうした数字を今持っているようであれば、あわせてやはり住民の皆さん、たしか清掃センター改修工事、もう随分前になりますけれども、そのときからも地元の久保地先の住民の皆さんから初め、大変心配の声が上がって、この事業が遂行されていると聞いておりますので、それについて平成20年度また21年度に対して、この事業の内容について説明していただきたいと思ひます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 最終処分場の閉鎖工事は、平成20年度第1年目ということで実施いたしました。盛り土が約2,500㎡、芝張りが850㎡、かごマット排水溝170mというような内容で、金額にして998万円ということでございます。内容についてはこういうことでございますけれども、もう2年、本年度と来年度にかけて何とか形にしたいという考えを持っております。

また、水質の関係については、井戸が2カ所掘ってありまして、検査を行っております。そういうものについても、今後公表していくという形をとっていきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 2カ年ということで、この間もそういった状態と思ひますけれども、やはり住民の皆さんも心配しておりますので、ぜひ、その辺の事業の進捗状況等も、そういういろいろな広報紙の機会を見まして、途中経過の報告もお願いをいただければと思ひわけでありませ。

次に移ります。

次に、商工費でありますけれども、81ページ、町営プール管理であります。これは、議員は内容について承知しているわけでありませけれども、町民の皆様を初め、プール運営の現状と今後については大変な関心があるところでございます。今年度のプール運営状況、また委員会のほうもさまざまな検討がされていると思ひますので、少なくとも今年度の作業内容、それからそれを受けてまた来年度ということになろうかと思ひますけれども、現状までとそれから今

後のそうした会議内容といいたいでしょうか、段取りだとかそういう計画について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 町営プールにつきましては、冒頭の町長のあいさつの中でもございましたが、今年度につきましては、前年度比95%という結果で、約1万3,900人という結果でございました。平成20年度におきましては、350万円から360万円ほどの赤字決算という形で推移しておりますので、その点について町営プール運営委員会のほうからご指摘があり、また老朽化が進んでいる関係で、今後大きな改修もこれから想定されるという中で、いかにして入場者数を上げるかということで、いろいろご提案がございました。

今年度については、小学生を中心にして、入場者の少ないときに監視の方たちとプール担当で、流れるプールを利用したお魚の釣り大会とか、そういうものを実施、限られた予算の中で商品を出しまして、大変好評だったということをお伺いしております。

また、今後の日程としましては、決算がまとまり次第、再度運営委員会ををもって、詳細については説明させていただきたいと思っております。

また、一番大きな問題として、プール開設についてどうするのかということが、非常に議論の中でありましたので、本年度運営委員会でもご指摘がありましたように、アンケート調査などを町民に対して行って、検討させていただきたいということでもあります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

次は、教育費の中ですが、公民館費、使用料及び賃借料の中で、インターネット使用料というのがございます。この間、説明の中では、いわゆる光通信について、町内全域の導入を図りたいということで説明を受けているわけでもあります。庁舎のほうは、ちょうどこのフロアにインターネット端末がございまして、今日も何人か来て利用されていたと思うわけですが、庁舎のほうも大変古い機種で、今の最新のソフトが使えないということで、それに対して何とか新しくしてもらいたいということで、そういう声も利用日誌の中に幾つか見受けられたと聞いております。

それから、公民館は、たしか公民館事業の中で、パソコン教室ですか、そうしたもののなかでの利用かと思うわけですが、たしか現状では、こうしたインターネットを閲覧できるような設備を、一般には設置していないと思うんです。この間、中学校は更新のときにや

りましたし、また小学校については、今年度予算の中で、多分このフロアと同じぐらい古い設備だったと思うのですけれども、それも更新をしていただいたと、予算にはね、という経過があったと思うわけでありましてけれども、ですからインターネットについて整理をしていくというのであれば、そうした利用についての啓蒙も含めまして、そうした整備のものも当然必要になってくるかと思うわけでありましてけれども、現状どうなっているか、多分私が今説明したとおりかなと思うわけですが、現状についての平成20年度のご報告を受けたいと思いますし、それに対しまして今後どうしていくか、施策の中でどのように考えているのか伺いたいと思えます。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 公民館の住民の方が閲覧できるパソコンということでございますけれども、閲覧のパソコンにつきましては、平成20年度末にパソコン自体が故障をしてしまったために、現在一時中断をしておるという状況でございます。

今後ですけれども、ADSLと公衆電話の回線がございますけれども、それを共用型にするというようなことで現在検討しております、従来からの経費の中で、パソコンを含めて設置ができるか、現在、調整、検討をしているところでございます。調整、協議しました時点で設置をしたいと考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） そこにありますインターネットも、ご指摘のとおり、かなり古い機種となっておりますので、今後、機種の更新等について検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 施策運用という中で、ぜひそういう啓蒙を深めるために、光を導入するというのならば、そうしたものの閲覧できるようなソフトが利用できる、そういうパソコンにしていけないといけないと思えます。今のパソコンですと、昔の電話回線でやっているクラスのものでしたので、結局、あの程度であれば、逆に言うと光はいらないよという話になると思えますので、町の姿勢をあらわす一つ一つの施策だと思えますので、きちんと調和がとれたものにしていただきたいと思えます。

次に移ります。文化財保護費というのがございます。文化財審議委員報酬、また無形文化財保存育成ということでありますが、まず、一般文化財として、たしかこれは先般の一般質問の

中にも出ておりましたけれども、岩和田地先で大変高名な方がいらっしやいまして、これが非常に貴重であろうということで、たしかこの年に民間人に委託をして、調査依頼をされたというふうに思うんです。これについて、その具体的な内容、どういう内容だったのか、その内容について説明をいただきたい。

もう一つは、無形民俗文化財保護育成ということで、これは31万5,000円ではありますが、これは今何団体が登録されているのか。そうしますと、1団体当たり幾らになるのかということも含めまして、そして保存育成という言葉が書かれているわけでありまして、これについてどのように考えておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） まず1点目の、岩和田地先の石塔についてということでございますけれども、今年度に入りまして、文化財審議委員がかわられたということもございまして、本年5月に開催いたしました審議会のほうで、改めてこちらについてご紹介し、引き続き調査中というような状況でございます。

今後につきましては、今年度の中で文化財審議委員の現地視察等を行いまして、引き続き調査を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、無形文化財の補助ということですが、団体については9団体ということでございます。3万5,000円ずつ9団体、神楽について2団体、祭りばやし保存会が7団体ということでございます。こちらにつきましても、目的は伝承に関する活動、それから備品等の修理に関する内容での補助金でございます。実際に活動していただいている皆様のご努力によって、伝承がなされているという状況がございますので、そうした活動について少額ではございますが、補助をしているというような形の補助金ということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ちょっと早口でよく理解できなかった部分があるのですが、岩和田地先の文化財については、非常に歴史的価値のあるものということで理解してよろしいですか。

大変貴重と申しましようか、歴史的価値が高いということでありますと、これはきちんと調査をされて、やはり町の文化財の一つとして保存、そしてまたさまざまなものについて、それを利用ということも含めまして、可能になるのではないかなと思うわけでありまして、ぜひ、慎重に調査を進めていただきたいと思います。

それから、無形文化財保護保存規定であります、たしかこの年のいわゆる伊勢えび祭りでしたか、あのときも高山田の団体に参加していただいて、大変立派な舞などを披露していただ

いて、その成果があるのかなと思うわけでありませけれども、やはりこの金額と自治体というのは、個々の団体では、これはなかなか充分になっていないと思いますので、金額だけがベースではないと思うのですけれども、やはりこの辺もきちんと、町としても、人的なものも大変多うございますので、それが途絶えてしまうとなくなるということもあります、無形文化財として。そういうことでもありますので、その辺のところはきちんと今後に残す、これはこれまでもそうした対応をするというお話も伺っているわけでありませけれども、その対応を引き続きお願いしたいと思います。これは答弁は結構であります。

それから、次に教育費で、学校給食費ということで104ページ、委託料がございます。これは、油水分離槽清掃委託、油と水の分離の清掃ですね。それから牛乳紙容器リサイクル回収委託ということでありますけれども、1点目は、きのうの一般質問にも述べさせていただきましたけれども、いわゆる給食に使用する食用油の処理です。これをきちんとリサイクルできるようにすることも大変大事なのかなということと、今、それがどうなっているかということですね。

牛乳パックでありますけれども、先ほどのご報告の中では、そうしたものもリサイクルをして、売上金が上がっているということのご報告だったと思うんです。こちらは、これは歳出でありますから、この4万6,386円というのは逆だと思うんです。教育の中でも、今も環境教育、御宿町もこの間さまざまな形で取り組まれていると思うわけでありませけれども、私はそうしたことを含めて、こういう事業の形態というのは、今にはそぐわない内容ではないのかと思うのですけれども、この辺はこの事業を導入したときも疑問をいたしまして、なかなか難しい部分もあるというふうなお話も伺ったわけでありませけれども、具体的な事務内容、それから今後についてどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 1点目の給食での油の処理ということでございますけれども、現在につきましては、いすみ学園で引き取っていただいております、石けんにリサイクルをされておるといようなことでございます。

それから、もう1点の牛乳パックにつきましては、こちらにつきましては、平成18年度から現在のような形態ということで、1パック回収にあたって0.5円を支払っておるといようなことでございます。こうした手法をとるに当たりましては、県の関係機関、それから給食の関係機関であります千葉県学校給食用牛乳供給事業連絡協議会との協議を踏まえて、現在の状況になっておりますけれども、この現況について申し上げますと、まずパックをこうした形

で委託しなくていいという方法の一つに、瓶に切りかえるというようなことがあろうかと思えます。

この現況ですけれども、この近辺ですと睦沢にある工場が瓶を使って牛乳を製造しておるということですが、こちらの工場につきましては、学校給食会に加入しておらないということでございまして、価格のほうは統一の価格という形から外れておりまして、今現在でも1本当たり約5円割高になっております。さらに現在夷隅郡市等への配送ルートを持っていないために、実際にはさらに配送料等の発生をする可能性があるということも聞いております。

また、他の瓶の取り扱い業者ということでございまして、千葉県、東葛地区等にはあるようでございまして、やはり配送先については、現在の東葛地区エリアのみということで、こちらの配送はされていないとの回答を得ておる状況でございます。

また、瓶につきましては、デメリットといたしましては、子供たち特に低学年の子供たちには重いのではないかと、また割れて危険ではないかという問題があるということでございます。

では、パックをそのまま使用しリサイクルをということでございまして、こちらにつきましては、洗って、開いて、乾かしてという、以前にも取り組みがあったと思えますけれども、こちらにつきましては、子供たちへの、学校時間内でやることの負担が大きいというようなことで、これも問題があるというのが現在のところの状況ということでございます。

今後、こうした状況、瓶の流通とかそういったものがかわるとか、近隣にそうしたリサイクルする工場等ができるというような、そういった大きな状況がかわるようなことがあれば、近隣とも歩調を合わせながら、リサイクルのほうをもっと身近にできるような方法を検討ということになるかと思えますけれども、現在のところについては、今申し上げたような状況ということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 瓶というお話でありますけれども、今の瓶というのは軽量瓶というのが開発されたというにも伺っております。長生郡市にある事業所ではそれを利用することによって可能になったという話も伺ったことがございます。

それから、今給食会で扱われている牛乳業者については、例えば夷隅郡市全体でありますとか、そういう大きな単位でもし全体で瓶採用という方針になれば、それに対応することはやぶさかではないという話もあったように伺っております。この辺はいろいろ困難な部分もあろうかと思えますけれども、やはり本来的な方法で資源を大切に、リサイクルをするというこ

とでの教育的な観点、食育も含めまして、そういう効果というのは大変大きいものがあると思いますので、利便性よりはそれに向けて、今後関係機関と、御宿町だけではなく私自身も困難だと理解をしておりますので、協議をしていただいて、そうした方向性を含めて対応をとっていただけるようお願い申し上げたいと思います。

最後であります、108ページ、公有財産に関する調書がございます。この中で、例えば火葬場でありますとか、既に幾つか目的を終えた部分があると思います。それから、この中に名前としては出てこないわけではありますが、旧消防団詰所、そうしたものも含めて、町内にはたくさんの遊休施設と申しましょうか、内容的にはもう再利用も不可能な部分も含めてあるかと思えます。そうした部分について、やはり私は適宜、計画的に適正な対応をとっていく必要があるかと思えます。これは、先般、全般的なこういう建物を含めたものについての計画をつくるべきだと申し上げたところでありますけれども、これらの施設、特に遊休施設について、特に火葬場などは煙突が大分割れてきていまして、大変見た目にも危険な状況にもなっております。

先般は、外国においても大変大きな地震が起きて、大きな被害も出ています、先ほど昼間のニュースの中でも報道しておったところだと思いますし、千葉県地域もそういう面では直近に大規模な震災が起こるといふことも、専門家の間では言われているところでございます。そうしたこともございますので、そうした施設、少なくともかなり緊急な案件も相当多いと思えますので、それについてどうされていくのか。

それから、今回の説明の中で、いわゆる航空局の官舎についての、歳入面のところですが、使用しなくなったということで減額になったという説明があったかと思えますが、これは新町地先、いわゆる商工会裏手の施設、それからもう一つは岩和田の奥地に、そういう施設、これはもう既に取り壊されて更地の状態になっておるわけではありますが、ここも多分両方とも国が管理している財産なのかと思うわけではありますが、やはりこれが今後どうなるかということは、町としても、私は関心を持っておくべきだと思うんです。買う、買わないということだけでなく。

国がどう処理をするのかと、それは確かに国の判断であるわけではありますが、今般の一般質問の中でも、旧御宿高校の跡地利用について、やはりさまざま意見が出されておったかと思うわけではありますが、こうした国・県等の施設、その後について、学校跡地以外も、私は町としても重大な関心を持つべきだと思うわけではありますが、これらについて町としてはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員ご指摘の町の既に使っていない施設、火葬場を含めまして、今後どういうふうにしていくかというのは、計画的に考えていかなければいけないと考えております。

ただ、平成27年度までに、現在使っています公共施設の耐震化を進めるという国の方針に従って、いろいろご協議いただいているところであります。あとはそれを優先的にやった中で、ご指摘の今使っていない施設についても、今後計画を立ててどうするかということを検討してみたいと考えます。

もう1点、例えば御宿高校の校長官舎等県有地、また国有地がございます。県の土地については、一たん競売にかける前に、町のほうにそれを町有地として買わないかという申し出もございますが、県の基準でいきますとかなり高い物件になっておりますので、そのときの判断は町としては購入しないという回答をした中で、競売になっていきます。ほかの国の施設についても、やはりそういういろいろの状況で、競売に出されています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

ただいまより10分間休憩といたします。

（午後 2時25分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時41分）

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第12号 平成21年度御宿町一般会計補正予算案（第5

号の1)についてを議題といたします。

石田町長より提案理由の説明を求めます。

石田町長。

町長(石田義廣君) 議案第12号 平成21年度御宿町一般会計補正予算案(第5号の1)について、提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億2,500万円を追加し、補正後の予算総額を29億3,329万2,000円とするものです。

主な内容につきましては、国の第1次補正に伴う経済危機対策臨時交付金に関連する事業や緊急雇用対策関連事業、さらには岩和田漁港に係る泊地のしゅんせつや物揚げ場の増設のほか、人事異動に伴う人件費の調整について補正を行っております。

今回、再提案にあたり見直しを行った項目につきましては、昨日撤回のご承認をいただきましたとおり、商工振興費におけるウエルネス計画委託の削除並びに記念塔、あずまや周辺整備に係る構想策定委託費について、工事請負費への予算の組みかえでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第12号 平成21年度御宿町一般会計補正予算案(第5号の1)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、補正後の予算総額を29億3,329万2,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容ですが、国の第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業、さらには県の緊急雇用創出事業等について追加するほか、各費目にわたり人事異動や共済掛金率の変更に伴う人件費の調整を行いました。

補正財源といたしましては、国の経済危機対策臨時交付金や雇用対策に係る県補助金、さらには介護保険特別会計における精算繰入金のほか、平成20年度からの純繰越金1,937万4,000円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、12款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金は、岩和田漁港整備事業に係る漁港の分担金であり、国の経済対策に伴い、国庫補助事

業関連の前倒しが行われたことによるものであります。追加事業費は5,000万円で、物揚げ場の新設や航路、泊地しゅんせつ工事を予定しており、町分担金条例に基づき625万円を計上するものであります。

14款国庫支出金ですが、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金74万8,000円を計上いたしました。国の女性特有のがん検診推進事業に基づき、子宮がん、乳がんの補助検診を実施するもので、子宮がんにおきましては20歳から40歳まで、乳がんでは40歳から60歳まで、それぞれ5歳階級ごとにクーポン券並びに健診手帳を交付するものであります。事務費、研修費について、基準額の全額が補助されるもので、御宿町では383人が対象予定となっております。

4目教育費国庫補助金につきましては750万3,000円の追加。内訳といたしまして、理科教育振興費補助金の95万9,000円ですが、学習指導要領が23、24年度に改定される予定であり、学習の効率化を図るため、教育用備品について、その2分の1が補助されるものであります。また、学校情報通信技術環境整備事業補助金654万4,000円ですが、当初予算で歳出計上いたしましたパソコン教室整備に加え、地上デジタル放送対応のテレビ購入等についても2分の1補助の対象となり、このたび内示を受けたことから追加をするものであります。

6目総務費国庫補助金の4,817万5,000円でございますが、国の第1次補正予算にて総額1億1,073万7,000円が示されており、9月の議員協議会でご協議いたしました事業計画に基づき、その財源として地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するものであります。

次に、15款県支出金ですが、2項県補助金、1目総務費県補助金351万4,000円は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の内示のあったことから、追加するものであります。内容といたしましては、道路の側溝清掃、加藤まさを作品の収蔵整備、林道や自然公園区域内の美化のほか、税務事務における窓口サービス向上対策について100%の補助を受けるものでございます。

4目農林水産業費県補助金の2,500万円は、分担金及び負担金でご説明いたしましたが、漁港整備事業の前倒し実施を行うことから、事業費の2分の1補助である漁村再生交付金を充当するものであります。なお、公共投資臨時交付金につきましては、額が確定され次第追加を行うものであります。

7目商工費県補助金の1,000万円につきましては、観光案内所整備にあたり経済危機対策臨時交付金の活用にあわせて県単独補助の観光地魅力アップ緊急整備事業補助金が採択され、補助限度額1,000万円を充当するものであります。

続いて、8ページをご覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金につきましては、活力あるふるさとづくり基金に係る利子について計上するものです。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、活力あるふるさとづくり基金条例に係るものであり、新たに2件、3万円の寄附がございましたので補正計上するものであります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金440万4,000円につきましては、介護保険給付金費に係る一般会計法定負担分の精算による繰り入れであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、20年度からの純繰越金1,937万4,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として合計1億2,500万円を追加補正しております。

続いて、歳出予算についてご説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費ですが、人件費に係る補正であります。

以降、各費目にわたり人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う過不足の調整、共済掛金の変更によるもののほか、職員時間外勤務手当等について、総人件費枠の中で調整を行っております。

2款総務費ですが、1項総務管理費、1目一般管理費については、人件費の調整でございます。

10ページに移りまして、10目活力あるふるさとづくり基金積立金ですが、25節積立金で3万1,000円、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、2件3万円の寄附がございましたので、利子を含め条例に基づきその全額を積み立てるものであります。

2項徴税费、1目税務総務費ですが、2節給料から4節共済費までは、人件費の調整であります。7節賃金並びに11節需要費は、歳入予算にてご説明したとおり、県の緊急雇用創出事業について、税務事務における窓口サービス向上対策に対し内示があったことから、雇用対策として1名分の賃金及び事務費の追加を補正するものであります。なお、雇用期間としては、確定申告時を含めて3カ月を予定しております。

3項戸籍住民台帳費については、人件費の調整でございます。

次に、3款民生費ですが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、2節給料から4節共済費まで人件費の調整、また28節繰出金163万9,000円は、国民健康保険特別会計に係る支弁職員人件費の調整を行うものであります。

2目老人福祉費ですが、こちらも介護保険会計に係る支弁職員人件費の調整として、28節繰

出金で53万円の追加です。

4目出産奨励費ですが、第3子以降の出産に対し祝い金を支給するもので、当初2名を予定しておりましたが、対象が4名増加することから、8節報償費で120万円を追加補正するものです。

続いて、2項児童福祉費、3目保育所費ですが、2節給料から、12ページに移り4節共済費までは人件費の調整を行うものであります。18節備品購入費61万3,000円は、御宿保育所の求職用冷蔵庫が老朽化によりふぐあいが生じ、衛生面においても緊急対応を要したことから、このたび補正をお願いするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、人件費の調整です。

2目予防費ですが、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、国の女性特有のがん検診推進事業に基づき、子宮がん、乳がんの両検診を実施するものであります。子宮がんにおいては20歳から40歳まで、乳がんでは40歳から60歳まで、それぞれ5歳段階ごとにクーポン券並びに健診手帳を交付するものでありまして、11節需用費から18節備品購入費まで、それぞれ事務費、検診費について、所要額を追加補正するものであります。

3目環境衛生費は、13節委託料で50万円の追加、ミヤコタナゴ生息地の環境保全に向け、周辺の崩落箇所の復旧を行うもので、経済危機対策臨時交付金を活用するものであります。

5目保健指導費につきましては、人件費の調整を行うものです。

2項清掃費ですが、1目清掃総務費は、人件費の調整を行うものです。

2目じん芥処理費につきましては、経済危機対策臨時交付金事業に係るもので、清掃センターで使用いたしますホイールローダーの老朽化に伴い、新規に購入するものであります。

3目し尿処理費は、13節委託料で50万円、中央公衆トイレの簡易水洗化に伴い、くみ取り料の減額に係る処理費のほか、くみ取りの効率を図るため、便槽内の清掃業務委託について、このたび補正をお願いするものであります。

5款農林水産業費、1項農業費ですが、1目農業委員会費並びに2目農業総務費につきましては、人件費の調整であります。

14ページに移りまして、2項林業費、2目林道整備費ですが、県の緊急雇用創出事業に係るもので、林道の側溝清掃を初め、自然環境の美化について、13節委託料で135万円の補正をお願いするものです。なお、雇用人員は4名、うち3名は新規雇用者として、期間を1カ月間と予定しております。

3項水産業費は、2目漁港整備費で5,025万円計上、歳入予算にてご説明いたしましたとお

り、岩和田漁港整備事業について、物揚げ場の新設や航路、泊地しゅんせつ工事を前倒して行うものでありまして、工事請負費のほか、支弁人件費や事務費について、それぞれ所用額を追加するものであります。

続いて、6款商工費、1項商工費ですが、商工総務費は人件費の調整を行うものです。

3目観光費につきましては、2節給料から4節共済費までは人件費の調整、11節需用費60万円は六軒町地先にあります町所有の住宅について、海水浴場の監視を毎年依頼しております拓殖大学ライフセービング部に貸しつけておりますが、雨水排水や汚水排水にふぐあいが生じており、周辺住民の皆さんへ悪影響を及ぼすことから、緊急対策として修繕を行うものです。13節委託料並びに15節工事請負費ですが、経済危機対策臨時交付金を活用したもので、入宿側入り口から記念塔地先までの歩道整備並びに駅前観光案内所整備に係るものであります。具体的には、歩道整備については測量委託で200万円、工事請負費で600万円となっております。駅前観光案内所整備につきましては、耐火構造に建てかえるもので、設計管理375万円、工事費2,343万円となっております。18節備品購入費10万円ですが、海岸設置スピーカーについて塩害並びに老朽化に伴い買いかえるものであります。19節負担金及び交付金につきましては、駅前観光案内所の建てかえに伴う水道加入料の追加であります。

4目月の沙漠記念館管理運営費ですが、県の緊急雇用創出事業に係るもので、月の沙漠記念館に収蔵されています加藤まさをの作品の整理やリスト作成を行うもので、臨時職員の賃金と事務費について追加補正をするものであります。なお、雇用人員は1名、6カ月の雇用期間を予定しております。

5目町営プール管理運営費ですが、プールの開設期間が終了したことから、7節賃金や11節需用費等について、それぞれ不用額を減額するものであります。

16ページに移りまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費ですが、2節給料から4節共済費までは人件費の調整であります。7節賃金から12節役務費につきましては、緊急雇用創出事業に係るもので、町道の側溝清掃や道路の安全管理に対応いたします。雇用期間等につきましては、2名の新規雇用で3カ月間を予定しております。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は15節工事請負費で250万円の追加であります。内容といたましましては、1028号線須賀多目的広場前のアスファルト舗装について、6月補正にて予算措置しておりましたが、既存の集水まちが沈下していることから、5カ所について敷設がえを追加し、効率的な舗装修繕を行うものでございます。また、1095線岩和田扇町駐車場わきの道路横断管の破損、1501号線、これは岩和田小学校わきの水路の老朽化により補修を行い、道路の

排水機能を確保するものでございます。

2目道路新設改良費は、13節委託料で700万円の追加です。これは0108号線、部田前でございますが、この道路改良に係る測量を行うものであります。15節工事請負費ですが、岩和田清光寺付近の崩壊したのり面の復旧ほか、6月補正にて予算措置しました0104号線、農協前道路の歩道について、一体的に整備することで工事の効率化が図られることから、追加補正をお願いするものです。いずれも経済危機対策臨時交付金を活用するものでございます。

4項都市計画費につきましては、人件費の調整を行うものです。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費は、小型ポンプ積載車に係る投光器、昇降用モーターが塩害等により故障したことにより、11節需用費で修繕料7万1,000円を追加お願いするものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費ですが、1節報酬で1,000円の追加、外国青年報酬について、雇用保険の変動に伴い所得税割が当初見込みを上回り、外国青年就業規則で手取りベースでの年間所得額360万円を下回らないことが保障されていることから、不足額の追加補正をお願いするものであります。2節給料から4節共済費までは人件費の調整であります。9節旅費3,000円ですが、同じく外国語指導助手の研修旅費について、当初1回分を見込んでおりましたが、研修日程の追加に伴い、旅費1回分を追加補正するものであります。

2項小学校費ですが、1目学校管理費は、11節需用費で9万5,000円、これは新型インフルエンザ対策に向け、手洗い消毒用アルコールやハンドソープ、電子体温計を購入するものであります。配置につきましては、各クラス並びに職員室、保健室に配置し、アルコール等については、インフルエンザの流行が危惧される12月までの3カ月分を見込んでおります。12節役務費6万円ですが、地上デジタルテレビ放送に対応するための既存テレビのリサイクル料を計上しております。

2目教育振興費ですが、備品購入費で513万円、内訳でございますが、教材用備品で67万円、これは平成23年、24年に学習指導要領が改定される予定であり、学習の効率化を勘案し、順次計画的に整備、導入するものであります。18ページに移りまして、テレビ購入446万4,000円ですが、地上デジタルテレビ放送に対応するため、教育用テレビ19台等を購入するもので、経済危機対策臨時交付金を活用し、教育環境の向上に努めるものであります。

3目組合学校費につきましては、人事異動に伴います人件費補正のほか、教育振興費と同様、布施小学校における地デジ対策経費等について追加負担をするものであります。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費6万3,000円ですが、小学校と同様、消毒用ア

ルコールやハンドソープ、電子体温計などを新型インフルエンザ予防対策として追加補正するものであります。12節役務費4万8,000円は、地デジ化に伴う既存テレビのリサイクル料であります。

2目教育振興費ですが、備品購入で514万1,000円、小学校同様学習指導要領の改定に伴う教材用備品133万円と教育用テレビの地デジ化対応として、テレビ16台を購入するものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、人件費の調整であります。

2目公民館費ですが、こちらも地デジ化に伴い、公民館に設置しておりますテレビについて、経済危機対策臨時交付金を活用し、買いかえを行うものです。内訳ですが、12節役務費で3,000円は既存テレビのリサイクル料、18節備品購入費20万8,000円は、地デジ対応テレビ等の購入費です。

5項保健体育費ですが、1目保健体育総務費並びに3目学校給食費は、人件費の調整であります。

2目体育施設費ですが、B & G海洋センターにおける耐震診断調査を実施するもので、経済危機対策臨時交付金を活用し、13節委託料で141万2,000円を計上するものです。

以上、歳出予算の総額1億2,500万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を29億3,329万2,000円とするものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 先日、平成21年度御宿町一般会計補正予算（第5号）が取り下げということで、審議の結果、議会としては同意をしたということで取り下げということになったわけではありますが、けさ早朝、新しく5の1ということで、補正予算として出てきたわけです。早朝配られたという中で、まだ、今説明を受けた程度で、余り内容について理解をしていないわけですので、今説明を受けたわけではありますが、幾つかさらに説明を受けたいと思います。

第1点目ではありますが、歳出のほうでありますけれども、総務費、一般管理費、時間外勤務手当で26万5,000円補正対応するということではありますが、いわゆるこれは先般、突然に新年度入ってから期末手当が減額になったという対応の中で、それから御宿町は今400周年、特に先日の26日が式典関係ということで、それに向けての大変な事務内容があったと理解しておりますが、当初予算での時間外手当を含めまして、やはり私は相当時間量、職員の皆さんがあ

ったという理解をしているわけですが、これちょっと見ますと、全般的にそれほど多くない手当の補正だと理解するわけでありますけれども、総額としてどうなっていくのか。

それから、当初予算の議会から議論は、そのたびごとにされてきているわけでありますけれども、やはり職員定数が大幅に割り込んだまま予算を執行しているという中で、この400周年がなくても、いわゆる通常の自治事務を行うだけでも、私は職員の皆さん、特に時間内だけではこなさけないというものが、当初から私はあったと、職員定数の関係から見ましても、そういうふうに私は理解しているわけでありますけれども、それらについて、特に何事もなくというのは、その言葉どおりだと思えるのですけれども、本当に職員の皆さんが、健康面での特段事故は伺っておりませんが、そういう面もなく終わったということで、本当に私は安堵しているわけでありますけれども、これから、今までは緊張という面ではあるかと思えますけれども、一応大きな式典が終わった中で、緊張が緩む中で、やはりそういう疲労が溜まった中で、さまざまな問題が起きてくる可能性もございますので、そういうことも踏まえまして、時間外手当というのはどういうふうになったのか。

また、職員の特に健康管理、これはやはり住民サービスの根幹だろうと、また住民が来たときの笑顔ですね、そういうことも含めまして大切な問題でありますので、この場でございますので、その辺も含めまして説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回の補正に上程させていただきました時間外手当につきましては、トータル480万5,000円であります。当初予算が290万円ということで、合計670万5,000円というのが既定予算となっております。

この内容でありますけれども、議員ご指摘のように、人勤に伴って、その減額分に相当する額を、今回人件費にさせていただいた、時間外にさせていただいたというようなことになっております。

各課に配分しておりますけれども、基本的にはその影響額の範囲内ということで、1人当たり課長補佐、管理職を除いた配分としておりまして、1人当たり というような配分をさせていただいております。また、今後も時間外労働の状況によっては、また増額をさせていただくという内容になっておりますので、よろしくお願いたします。

また、職員の福利厚生ということの部分についてのご質問もありましたけれども、平成20年の有給休暇取得率が8日間というようなことで、大変低い状況になっております。これにつきましては、計画的な取得について配慮するよう、管理職に指示をしております。よろしくお願

い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 町長はマニフェストの中で、特に土日でありますとか、それから今、見かけフレックスような形で、いわゆる5時半以降、受付窓口業務をやっていたいておるわけでございます。これはたしか6月から若干延ばすというようなお話があった中で来ているわけでありまして、それがもうそろそろですか。それも含めまして、それについてはその後の経過はどうなったのか。それで今後どうするのか。それから、今のような職員の労働環境の中で、果たして今後どうするのかという問題があると思うんです。ですから、そういうことも含めましてマニフェスト、そして職員の皆さんの労働実態、あわせてその辺も含めまして、フレックスをやっていただく窓口業務の内容と今後について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 一応、前回延長して、9月いっぱいまで状況を判断するというところでございましたけれども、先の課長会議の中で、その協議をいたしました。そういう中では、やはり実績がある以上、3月いっぱいまでは継続をしていきたいということでございますので、できるだけ職員の負担を減らすという意味で、これまで実施している業務につきましては、税務住民課のみの対応としております。それは実績があるからということで、実績重視でそのような今対応をとっていますけれども、例えば2階であるとかそういったところにつきましては、1名、保安上を残すような対応をこれまでとってございました。それについては、かなり保健福祉課等も負担になるというようなことがございましたので、10月以降につきましては、日直2名のうち1名を7時まで2階において配置をするということで行ってまいります。

それとあと、税務住民課については、限られた職員になりますので、出張等があれば、当然時間外を出さざるを得ないというようなことがございますので、その辺を含めて3月まで実施をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。住民サービスの充実をさせるということは、大変大事な観点であると思いますけれども、それに対応する職員の対応ということも、労働環境、それは時間の問題、それから賃金の問題あるかと思っておりますので、その辺をきちんと配慮をされたサービスをしていただきたいと思います。

次に移ります。次に、12ページであります。予防費、健康増進事業ということで、これは女性特有の検診ということでご説明あったわけでありまして、内容としますとかなり細

かい内容があるようでございますので、この内容について、さらに詳細な説明をいただきたい
と思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） これは、女性特有のがん検診の受診率を上げるということで、
厚生労働省が今年度に限り制度化したものです。

制度の内容ですけれども、年齢を5歳段階に区切りまして、子宮がんについては20歳、25歳、
30歳、35歳、40歳になった方に無料のクーポン券を発行して、そのクーポン券を病院に持って
いってがん検診をしていただく。40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった方については、乳が
んの無料クーポン券を発行して、それを病院に持って行って診断をしていただくという制度で
ございまして、ただし、今のところ今年度のみということであります。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今年度のみ、しかも区切ってということでございますので、今のご説
明ですと、21歳から24歳、26歳から39歳、同様にその間の方というのは全く対象にならない。
要するに5歳区切りですとこの事業が継続するのならば、例えば19歳の方は20歳になれば無
料で受けられるというふうになると思うんです。ということは、これは1回こっきりで、ちょ
うど今年これに当たった方のみが無料になるというのが、なかなか公共のやる仕事としては解
せないなと思うんです。これは、ちなみに何人、受診率として何%なのでしょう。

それから、ちょっと私詳しくわからないんですけども、既に御宿町は終わっているのでは
ないかと理解するのですけれども、要するに町の検診ですね。そうしますと、これに該当され
た方はどうされるのかということが、疑念があるわけでありまして、そうした事務につ
いてです。

例えば、終わってなければ、じゃあこういう新しい制度を使って、受診率が上がったと、じ
ゃあ単年度だったらいけないから、あと4年は例えば御宿町としてやって、基本的に全員の方
にチャンスを与えようという新しい政策展開もできるかと思うんです。終わっちゃうと、要す
るにこれも施策誘導ですね。施策誘導の効果がないと、もしくはそれが見れないというふう
になると理解するわけですけども、その辺の事実関係、事務関係はどうなっているのか伺いた
いと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 既に御宿町は4月と8月に実施しておりまして、その5段階

に区切った方で84名ほど受診済みの方がいます。この受診については、御宿町では1,000円の負担をしていただいたところでございますが、この年齢階層に該当した方については、1,000円を返還するという手続きをとっております。

確かに、間に入った方には利用のチャンスというのではないわけでございますが、これについては、現在町の財政当局とも相談をしております、継続が必要ではないかという考えもあります。また、国の制度も今年限りで、この制度をつくったときには、自由民主党が制度をつくったわけでございますけれども、新しくかわったことでもありますから、この制度はどうかはまだ今後見きわめなければなりませんけれども、町独自でもそれ相当のチャンスが与えられるよう考えたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この問題で最後になりますが、一つ、町は何%と言いましたか、受診率。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 検診というのは、検診の分母がなかなかつかむのが難しく、町は集団検診、子宮について349人検診を受けております。乳がんについては573人ということであって、受診率というのは検診を案内した人に対しての349、573人を割りますと、約8割が受診しておるんですけれども、案内というのが希望者または前年度に実施した方で、希望のない方も案内を出しているというような状況でありますので、受診率というのが一概には言えないところでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。検討されているということで、これは新しい政権になっても、こうしたものの十分な手当てが欲しいというわけではありますが、この2つのがんというのが、やはり女性の中では一番率が高い、危険度が高いという、発生率が高いということでこうしたがん検診も言われていると伺っておりますので、ぜひ、この間を含めて、町としても前向きにこの制度を、少なくとも1回程度は確保できるような形で、前向きな対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。

次に、衛生費であります、じん芥処理費、清掃センター備品ということで、ホイールローダーを交換されるというようなお話でありますけれども、このホイールローダーというのは、具体的に清掃センターでどのような作業をされておるのか。

それから、そもそもこれはいつごろ購入されたものか。こういう重機はタイムメーターがついておりますので、稼働時間等、そうした累積時間などもわかるようになっておるかなと思います。今、海岸清掃でもホイールローダー等利用されて、処理作業をされておりますけれどもこうした重機の管理面というのは、専門性と申しましょうか、やはり毎日きちんと管理をしていないと故障、そしてまた重大事故を招くということがあるように理解をしておりますので、今、使われているホイールローダーの現況、そして管理運営はどのようになっているのか、合わせて答弁をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず、ホイールローダーを使う業務内容ということですが、分別ごみの運搬、仮置き移動等に使います。また、時には海岸ごみの積み込み、砂除去というようなことで、多方面に使っておるわけでございます。

購入年月日ということですが、平成7年6月に購入しておりまして14年が経過しているということです。タイヤの磨耗、キャブの腐食、バケット及びバケットアームの磨耗ということで、数カ所傷んでおるところがあるわけです。

また、管理につきましては、清掃センターの専門職員がございまして、その人に管理をお願いしているということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） これは当然管理簿みたいなものがあるのでしょうか。

それから、グリスアップでありますとか、かなり細かい内容があるわけでありまして、それらについて、どういう点検項目があるのか、もし、今ご承知であればご説明をいただきたいと思っております。

そしてまた、これは新しいものにかえるということであるわけでありまして、そうしますと古いホイールローダーというのは、どういう扱いをされるのでしょうか、あわせてご説明いただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 管理簿等につきましては、今、手元に資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、定期的に点検をしていると思っております。

また、古いものをどうするのかということなんですが、できれば違う方面で使えるのであれば何とか使っていきたいという考えはございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。14ページであります。農林水産業費の林道整備費ということで、林道整備委託、これは雇用対策の中でやられるということのようであります。既に今年度も補正の中で幾つかあったという理解をしておりますが、林道整備、こうした特別の予算があれば、こうした整備というのは比較的進むのかなと思うわけでありまして、いわゆる常時林道ですね、先ほど里山のお話もさせていただきましたけれども、何か予算があったからやるということではなくて、たまたまこういう予算があったから、組みかえも含めて行うということなのかわかりませんが、抜本的に林道整備はこうあるべきだということで、特に受益者を含めまして、こうした管理体制、日常的なものも今後とっていく必要があると思うわけでありまして、特に、幾つかは他町にまたがる林道もございまして、一般車両の交通も大変多いというところも幾つかあるわけでありまして、そういうことも踏まえまして、林道、それに今回の内容、内容というのは雇用の人数は先ほどお伺いしましたけれども、具体的にどういう路線の整備をされるのか、伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今回の緊急雇用による林道の整備委託という内容ですが、路線につきましては、林道打越線、実谷線、向井線、丸山線の総延長3,300メートルのうち、2,600メートルの側溝の堆積している土砂の片づけ、残りの900メートル近くを枯葉等が堆積している部分を、今回清掃する予定で考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 補正の事務内容はわかりましたが、林道整備というか管理ですね、今後について。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 基本的には、林道におきましては、もともと受益者管理が基本原則だと私は考えています。そういうことで、草刈り等は受益者、また地域の方たちが行っていただいて、協力させていただいております。そういうことで、我々としては、ある意味必要なこと、例えば碎石の補修とか、そういうところに予算化して、林道の維持管理を努めていきたいと考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、15ページであります。商工費、観光費の中でお伺いいたします。

これは取り下げた内容になるわけでしょうか、組みかえでしょうか、13の委託料、それから15節工事請負費、この内容でありますけれども、先般若干の説明も受けたところでありますが、いわゆるメキシコ記念塔周辺の整備ということで、関東ふれあい道路に係る部分の整備であると理解をしております。この部分は、聞くところによると町道であるということでございます。

であります、しかし、ここでは観光費の中に載っておるわけでありまして。という中で、整備そのものをどのように考えるのか。観光費、いわゆる町道であると思っておりますので、その辺はどのように精査されていたのか。

それから、観光予算に載っておりますので、観光でもし整備をされるとしても、やはり町道としての整備、これは当然範囲があるわけでありまして、その観点というのは当然大事であると思うわけでありまして、その辺の調整がどうされていくのかということも大事だろうと思っております。

それから、もう既に記念式典そのものは終わったわけでありまして。そういう中で、こうした町道の整備、例えば私は御宿町というのは、かなり前に交付税の算入の関係で、いわゆる他の市町においては農道、林道を含めてそういう扱いになっているところ、かなりのところを町道として認定していた経過があると思っております。そういうものまで、すべてを整備しろと言っているわけではありませんけれども、やはり住民にきちんと生活に使われている道路、いわゆる町道、そういう部分を含めて、相当まだ未舗装、未整備のところが多いと思うんです、側溝も含めて。そういうところの兼ね合いというのが当然出てくると思うわけでありまして。

これは観光の面から見れば、こういう事業提案になるということなのだろうと思うわけでありましてけれども、町道であるということであるならば、私はやはり全町を見渡した中での優先順位はどうなのかなというのが、私地元も含めまして、まだ要望を受けているところもありますので、その辺の精査はどうなるのかなということをお伺いしたいと思っております。

そして、同じ中で、駅前の観光施設の整備であるということで、この間の予算説明の中で、要求の中で、既に観光案内所、駅前の案内所ということで、これは先般も9月議会に提案の予定だということで伺っているわけでありましてけれども、それはあくまでも文字で観光案内所と案内業務、土産物販売等の多機能施設だということで伺っているだけで、その詳細については私は承知しておりません。

それで、議会から、8月20日、御宿町駅前観光案内所改築事業に係る要望書ということが上がっておるかと思っております。これは、産業建設委員会で協議されて、その内容について、多分委員会から議長名で町長に要望書が出されたものだろうと思うわけでありまして。これをちょっと

今手元にございますが、この要望書を読ませていただきます。8点あると書かれています。というのは、この内容についてはほとんどの議員が内容を理解しておりません。それで、駅前がありますし、町の玄関であります。町の総合計画、そしてその中には駅前改修計画と申しましょうか、そういうものもたしか過去あったと思います。そして、もう1点は、直近では都市計画、このときも含めまして、相当さまざまな中で駅前周辺については、いろいろ協議をされたというのが経過だろうと思うんです。

そういう中で、これらが、当然整備の懸案事項であったということは理解するわけでありませうけれども、それがどのように、本当に町の目的に資するものになるのかなというところについては、やはり大事な問題でありますので、短時間であっても充分関係者の意見も踏まえまして、反映できる、できないはあるんですよ。踏まえて協議をして、実施をしていくというのが、禍根の残らない町政運営であると思いますし、そうであるわけでありませうけれども、私、議員としてこの内容について、全く先ほど述べた以外のことは承知していないというのが実態であります。

で、戻ります。要望の8点のみ述べさせていただきたいと思います。

1、駅前景観の統一性を図る上から、駅景観との整合を図る。(明るいメキシカンスタイルや地中海スペイン風など)

2、観光案内所として特定するのではなく、観光全般の発信基地として位置づけられるような施設とする。(観光関係業者との連携も考慮する)

3、観光施設の説明や各種イベント開催の状況など、情報化も含め、駅前の再整備を図る。

4、来客の十分な駐車スペースの確保を行う。

5、バリアフリーを推進する。

6、駅前に車両の進入がスムーズにできるような動線整備をあわせて検討する。

7、日本語以外の表現も検討する。

8、工事に関して、地元業者への配慮から、できる限り分離発注を行う。

この8点が具体的に要望されておったものと、この文書には書かれております。

ということでもありますので、これ、私自身全く内容を理解していない状況の中で提案されいるわけですが、具体的にこの間、どういう関係団体との調整、そして具体的に予算額も、これ先ほど幾らかと言っていたと思うんですけれども、設計監理、それから工事費ですか、これの金額が出ているわけですね。そうすると、これはもう一定の積算に基づく金額なわけでありませうから、それは当然具体的な絵図面があるということですね。それらを踏まえて説明をい

ただけませんか。これは大事な問題ですので、時間をとって説明いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、駅前の観光案内所の作業工程という形でご説明させていただきます。

今回、提案の形としまして、この9月定例会で可決された場合に、産業建設委員会のほうのご提案を含めて、まず最初に基本設計を行う予定です。これは多分1カ月程度を考えています。その後、産業建設委員会及び関係者、こういう方と協議し、進めていきたいという形で考えております。

関係者の同意が得た中で、11月半ばぐらいまでに実施設計を行いまして、それによってまず発注を行いたいということで考えております。12月の議会の中で、今回観光案内所の設置に関する条例の制定について提案させていただきたいと思います。その後、指定管理者の決定という形で、3月の定例会のほうに諮らせていただき、供用開始という形で進めていきたいという形で、考えております。

（「もう1点」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今回提案いたしました町道の関係ですが、今回提案された観光施設という形で整備を行うわけですが、この記念塔までの間、観光としてはいろいろなイベントや、記念塔進入道路の管理という形で、沿道の草刈り、また小さな修繕を行っているところであります。今回の提案としては、記念塔や周辺の拠点の一環として、階段等が非常に段差が大きい箇所等を舗装し、また昨日もご指摘のあった遊歩道としての機能の中で、転落防止さく等も中で計画させていただきたいということで考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） まず、観光案内所でありますけれども、今、合意をいただければやりたいというようなお話をいただいた、文言をとってという話になるのかもわかりませんが、これ一般的には、この間、この案件ではないんですけれども、一般的に言われているのは、既に議会で議決があったじゃないかと。それについて、じゃあ町民が何を言うのかという話になるのではないですか。ところが、関係団体幾人か、議会の中でも構成メンバーがおりますので、聞いてみたわけでありまして、具体的なこれについての照会はないということであるようであります。ありますので、これは、やはりきちんと中身を精査して、どういうものなのか。特に、先ほど指定管理者について、初めて導入して、その実績について私伺ったわけで

ありますけれども、多分こうしたものも、今後そうした利用になるのではないかと、わかりませんよ、どういうふうにおっしゃるかわかりませんが、そういうことも一つ選択の範囲になるのかなと思うわけであります。

しかし、そうなりますと指定管理で受ける団体というのは、一定の要件が当然必要になってくると思うんです。そうした中で、じゃあそれは今のような運用ができるのかどうかということも当然危惧されてくると思うんです。そうしたものが最終的に、議会は通ったけれども、住民の中で合意がない場合は、今、合意をとってからと言ったが、合意がなかった場合は執行できないわけですから、そうすると、せっかくこうして国の特別な予算をいただいた中で、これまでの懸案の事業を行えないわけですから。これが住民合意がとれなければ執行できないわけですから。これはやはりちょっと本末転倒じゃないんですか。順序が逆だと思いませんか。やはり短時間でもそういう作業をして、予算を組み上げていくということが大事だったんじゃないですか。

これだって、私説明受けてませんよ。さっき言った、これじゃないですか、たしか7月9日ですか。議案第2号 平成21年度御宿町一般会計補正予算案(第3号)関係資料ということでいただいた、これがたしか最後だったと思うんです。これは7月9日で、先ほど私が言ったのは8月20日ですから、このときに要望書を、先ほども言いましたけれども、産業建設委員会で協議されたということですからけれども、これの回答もされたんですか。先日、私、産業建設委員会傍聴させていただきましたけれども、たしかこれについての細かい説明とか絵図面は一切なかったと理解しております。これについてどういう合意が得られて、この予算組みがされたんですか。予算の提案をされたんですか。伺いたいと思います。

議長(新井 明君) 石田町長。

町長(石田義廣君) 今回、観光案内所の概算費用についてご提案させていただいております。要望書の内容につきましては、私も見ております。対応について、それは十分に趣旨、内容を踏まえて、これから実施していきたい、産業建設委員会の皆様方のご意見、ご指導をいただきながら、これを進めていきたいと考えております。そういうことで、今、こういった議員ご指摘のとおり、国のほうからこういう交付金という中で出てきましたので、ぜひ、この機会に、この観光施設、重要な施設でございますので、ご提案させていただきたい、その中身、内容については、こういったご趣旨を十分にふまえて行っていきたいと、よろしく願います。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この問題は、これで最後にしたいと思いますが、今、町長おっしゃいましたね、これも承知していると。ですから、この内容をどう承知したかということの確認がないということなんですよ、今日まで。そうですね、委員会の皆さん。そのようじゃありませんか。これは大事な問題ですから、やはりきちんと精査した中で提案されるのが筋だというふうに思います。

次に移ります。

17ページであります、教育費、事務局費ということで、外国青年報酬ということで、これは単位が1,000円になります。これは何か規定に満たないということで、報酬というのは、石田町政になりましてですから、さまざまな事案があって、本議会でもいろいろな議論がされてきたわけでありましてけれども、いわゆる労働の対価というのが報酬であるというのが、一般認識であるかと思えます。足りないからといって、1,000円の補正というのは、私は余りにも、それだけしか労働の対価がないわけですか。単純に足りないから1,000円の報酬というのは、どちらなのかな、教育委員会ですか、これをやっているのは。これは解せないわけでありまして。確かにこれは予算でありますけれども、こうした外国の方々に来ていただいて、特に教育や社会教育などさまざまな貢献がされておるわけでありまして、これについて位置づけについて、改めて問いただしたいと思えます。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 外国青年の報酬につきましては、招致外国青年就業規則によりまして、月額で所得税・住民税控除後の手取りが30万円を下回らないということでの規則として決めてございます。

今回につきましては、当初予算の試算の中で、雇用保険の金額が制度改正により率が変わりまして、減額となったことにより、所得税が増額となったことにより、外国青年に渡るお金30万円が下回ることから、補正予算をお願いしたということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） それはわかるんですよ。更正をたった1,000円するんですか。余りにも機械的じゃありませんか。という一般常識の話なんですよ。それだけなんです。これを出してどうするのかというのは、もうないようです。これはもし、今後きちんとされるのであれば、それも踏まえて。

特に、この間、外国青年に関する事業については、御宿町はご本人の了解もいただきながら、町のさまざまなイベントだとか含めまして、社会教育全般に対しての援助をいただいていると

いうふうに思うんです。たしかそれは特段加配は多分していないと思うんです。最初の報酬の範囲の中で、賃金の関係では終えていたと思うんです。これは、ちょっと日本ではそういう部分は、労使の関係でまあまあという部分が、いい面でも悪い面でもあるわけでありましてけれども、外国においてはあくまでも労働というのは契約でありますから、1円でも10円でもという問題と、契約のないことは一切やらないんです。当たり前です。契約のないことをやったら大変な問題になるんです。逆に言うと。いいことであっても大問題になるんです。これが外国の一般常識なんです。日本に来たからそれが通用するということは、そうはならないと思うんです。ですから、やっぱりそういう日本や外国の常識も踏まえた、こうした運用というのが大事だと思うんです。ですから、今どうかわかりませんが、過去はそういうこともあったわけでありまして、その辺をきちんと理解をして、文化、そういうことも理解をしながら、こういう運用をしていただきたいと思います。それについて、再度確認したいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、教育課長も説明しておりますが、外国青年就業規則の中で、年間ベースで360万円を下回ってはだめだということになっております。その中で、今回、所得税の関係等で下回ることが予想されます。報酬については、ほかから流用はできないという決まりがございますので、今回、360万円にそういうふうに合わせるために、1,000円ですが補正させていただいたということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 繰り返しになりますけれども、やはり日本と外国での労働に関するいわゆる契約の概念そのものが全く違います。そのことも踏まえまして、新年度以降、その対応をお願いしたい。下回っちゃいけないというわけですから、上回ったらいけないということはないわけでしょう、逆に言うと。そういうことも踏まえて、やっぱり必要な対価、対応をとっていただきたいと思いますということでもあります。

次に移ります。18ページであります。学校振興費ということで、地デジ対応のテレビを購入するということですが、これは教育関係であります。また地デジというのは本地域でも要するに見ることができない状況になっておりまして、この間も中継局設置に向けてのさまざまな運動、協議がされてきているわけですが、これは具体的にどこまでその事務が進んでいくかということと、これは学校教育施設であります。教育施設以外での公共施設におけるテレビですね、受像機、そうしたものの対応というのはどう考えておられるのか。地デジへの現況報告と今後について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 地デジにつきましては、議会で数回、経過についてご報告申し上げますが、御宿町は、従来から東京方面に山を抱えた中で、共聴施設で従来受けておりました。そこで連絡協議会をつくりまして、全部の共聴組合が入りまして、統一して関係機関に中継局の設置を要望してまいったところでありまして、20年4月に当時の町長が組合の代表とNHKを訪問しまして、直接要望して、NHKからは中継局の設置について前向きな意見をいただいた。

その後、総務省のほうから民放のほうに、具体的に検討するよという指示を受けた中で、昨年12月に勝浦が試験電波を出した後、具体的に御宿町の中継局の設置位置を、民放も含めて検討した中で、御宿町では、御宿町の町村境のほうに候補地を見つけて、検討に入っています。住民説明会も去年の暮れにやっております。

ただ、現状では、多少住民の説明の中で、停滞しているという状況がございますが、NHKまた民放の説明、総務省の説明ですと、計画的にはもうそれはその地点が登録されています。それが親局となりまして、逆にいすみ市のほうの中継局が子局になると。そこに立てることによって、御宿町の大体8割以上がカバーできるということになっておりまして、計画的には、私が聞いている範囲では、計画ですと来年の4月以降、3月はずれ込む4月以降に、試験電波が出せるという話と、御宿町が2011年4月に向けて、NHKの説明ですと、2010年中に試験電波を受けた町内の状況について、調査して対応する。遅くても2011年3月までだという説明を受けています。

ただ、中継局を設置する土地が、御宿町の所有関係にはございませんで、隣の市の市有地となっておりますので、その辺については実際の交渉はいすみ市が今対応しているという状況であります。今回、経済対策の中で、きのうの質問でもございましたが、地デジ対応が入っていましたので、それについて議会にもご説明して、今回の補正に反映させていただいて、小中学校を含めて対応していきたいと考えております。

今日の新聞ですと、麻生政権が行った経済対策の中から、どれを停止するかという話が出ていますけれども、きのうもご説明しましたけれども、議会の承認を得て実施したものについてやった場合に、相当な混乱が起きるとい財務大臣の話もありますので、その辺についてはまだ確定ではありませんが、今回出した中で白紙というのはないのではないかとこのふうを考えております。

あわせて、公共施設につきましては、まず第一は教育関係、社会教育関係を行いまして、来

年以降の、私どもが説明しましたように、4月以降には試験電波が出るという、今の段階では情報を得ておりますので、22年度の予算に上げさせていただきたいと考えております。

議長（新井 明君） ただいまより、10分間の休憩といたします。

（午後 3時55分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時06分）

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（新井 明君） 挙手少数です。

よって、議案第12号は否決されました。

請願第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

請願第3号は会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の採択を求める請願書。

住所、千葉市中央区新千葉2 - 7 - 2 太宗センタービル4階。

団体名、「細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会」を支援するネット・ちば。

代表、黒崎知道。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願事項、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期接種化により、細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができます。早期発見が難しく、迅速に治療しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている現状からも、早期に定期予防接種化することが重要であるため、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書を御宿町議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出していただきたくお願い申し上げます。

請願理由については、添付の請願書のとおりですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の賛成です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（新井 明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、貝塚嘉 君、新井 明、大地達夫君から、発議第1号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（新井 明君） 事務局の配付はよろしいですか。

提出者、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 発議第1号。

平成21年10月2日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉鞆、新井 明、大地達夫。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、国内における細菌性髄膜炎の患者数は、毎年約1,000人に上ると推定されています。

しかし、日本では、世界保健機関の推奨から10年以上が経過した現在においても、ヒブワクチンは定期予防接種化されておられません。定期予防接種化した国々では、発症率が減少したという報告もあり、一日も早い導入が求められています。早期発見が難しく、迅速に治療しても予後が悪い、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている現状からも、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を強く求め、意見書を提出するものです。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書（案）

内容に関しましては、先ほど発言した内容と同じですので、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年10月2日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、鳩山由紀夫様。

内閣官房長官、平野博文様。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、江田五月様。

厚生労働大臣、長妻 昭様。

財務大臣、藤井裕久様。

よろしく申し上げます。

以上です。

議長（新井 明君） 発議第 1 号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号を直ちに採決いたします。

発議第 1 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第 1 号は採択することに決しました。

選任第 1 号

議長（新井 明君） 日程第 9、選任第 1 号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

議長（新井 明君） 配付漏れはありませんか。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、御宿町議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第 9 条の規定により、直ちに

常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

常任委員会委員長及び副委員長が決まるまで、暫時休憩いたします。

(午後 4時15分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時25分)

議長(新井 明君) 常任委員会の互選の結果を報告いたします。

総務委員会委員長、白鳥時忠君、副委員長、大地達夫君。

産業建設委員会委員長、小川 征君、副委員長、式田孝夫君。

教育民生委員会委員長、石井芳清君、副委員長、川城達也君。

以上のように互選されました。

選任第2号

議長(新井 明君) 日程第10、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

選任については、御宿町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長の諮問機関でありますので、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

資料を配付いたします。しばらくお待ちください。

(資料配付)

議長(新井 明君) 議長より議会運営委員会委員に、貝塚嘉 君、伊藤博明君、松崎啓二君、中村俊六郎君、瀧口義雄君を指名します。

議会運営委員会委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第9条の規定により、御宿町議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

議会運営委員会委員長及び副委員長が決まるまで、暫時休憩いたします。

(午後 4時28分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時35分)

議長(新井 明君) 議会運営委員会での互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長、中村俊六郎君、副委員長、瀧口義雄君。

以上のように互選されました。

日程の追加について

議長(新井 明君) ただいま、議会運営委員会が開催され、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました本議会の会議日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

議長(新井 明君) お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の所管事務審査の件を発議第1号として日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに採決することに決しました。

発議第2号の上程、採決

議長(新井 明君) お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたし

ました。

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了しました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 平成21年第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、先の9月26日に開催されました日本メキシコ交流400周年記念式典、サン・フランシスコ号漂着400周年記念祭につきましては、貝塚議員、瀧口議員に一般質問で取り上げていただきましたが、議員の皆様方を初め町民の皆さん、企画実行委員の皆様方の多大なるご指導、御協力により、無事終了できましたことをここに厚く御礼申し上げます。

皇太子殿下からは、立派な式典でしたとお褒めのお言葉をいただきました。

また、外務省初めメキシコ大使館、スペイン大使館より、成功裏に終了したことを御礼申し上げますとの礼状やお言葉をいただいております。

国の式典となったことにより、いろいろな面で制限が加えられまして、当初式典準備委員会で計画をしておりました、できる限り多くの町民の皆様にご参加いただくという趣旨に、十分に沿うことができないところもありましたが、皇太子殿下をお招きし、行事が開催できましたことは、御宿町にとって大変名誉なことでありました。

町民の皆様には、式典開催の様子や内容について、今後、広報特集号の発行や映像ファイルの作成においてお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一つの大きな事業が終了いたしました。これからも400周年記念事業にかかわる関係事業、またこの史実に関する事業は、御宿町の大きな財産として、この史実を誇りとして、町の活性化を図っていかねばならないと思う次第であります。今後とも、より一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、このたびの定例会では、平成21年度一般会計補正予算を初め、各決算の認定など、12議案についてご審議をいただきましたが、11議案についてはご承認、ご決定いただいたものの、平成21年度一般会計補正予算はご承認いただけず、閉会の運びとなりました。今後、皆様方のご質疑のありましたことをよく踏まえ、よく精査し、再度議会に上程させていただきたく、予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

どうぞ、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄健康には充分にご留意されまして、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成21年御宿町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 1月29日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 式 田 孝 夫

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼